



第2次川崎市情報化基本計画

平成18年（2006年）3月

川 崎 市

はじめに



全世界的な IT 化の広がり、私たちの生活や仕事のスタイルを、より便利で快適なものに劇的に変化させています。

特に、インターネットや携帯電話をはじめとした情報ネットワークは、様々な人、ものをあらゆる場面でつなげることで、これまでにない新たな市民活動、経済活動が育まれる社会、いわゆるユビキタス社会を現実のものとしています。

このような中で、川崎市は、IT に関する研究機関、関係企業が集積しており、また、超高速の情報通信ネットワークが市域どこからでも利用できるなど、IT の先進都市であり、今後とも、国際競争力の向上や、快適なまちづくりを IT が牽引していくことになると思います。

そこで、これまで本市では、IT の基盤づくりを進めるために「川崎市情報化基本計画」を定め、情報化を推進してきましたが、進展する IT 化の要請に応えるため、基盤整備から利活用・情報共有へと視点を移した「第2次川崎市情報化基本計画」を策定することとしました。

この計画では、IT ネットワークを通じて、市民の皆様の参加と協働が促進されるとともに、川崎市の持つポテンシャルが活かされる、快適で安心な「住み続けたい・働き続けたい川崎」を目指して、

「お互いの心が通う高度情報化都市かわさき」

をコンセプトに掲げました。

このコンセプトに基づき、市民本位の情報化に全力で取り組んでまいりますとともに、厳格なセキュリティ対策、個人情報保護や情報格差への配慮に努め、IT を活用した行政運営の効率化にも取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に際し、貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様及び川崎市情報化戦略会議の委員の方々に心からお礼を申し上げますとともに、効果的な計画の実現に向けて、市民の皆様のお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成18年（2006年）3月

川崎市長 **阿部孝夫**

目 次

第1章 基本計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 第2次基本計画の位置付け	3
3 計画期間	4
第2章 計画策定の背景	5
1 情報化を取り巻く環境変化	5
2 国の政策動向	9
3 川崎市の直面する課題と政策動向	11
第3章 第2次基本計画の考え方	14
1 情報化の基本目標	14
2 情報化の基本施策と基本方向	15
3 情報化施策の体系	16
第4章 市民活力を高め、協働と安心のまちづくりに寄与する情報化	18
1 情報化による快適な市民生活の支援	18
2 情報化による市民の教育・文化活動の推進	21
3 情報化による安全かつ安定した持続可能な社会の形成	24
4 情報化による交流と協働の推進	27
第5章 産業振興とシティセールスを促す情報化	29
1 情報化による産業振興と人材の有効活用	29
2 情報化によるシティセールスの推進	33
第6章 行政運営の高度化を図る情報化	36
1 情報化による市民参加の行政運営	36
2 情報化による透明性の高い行政運営	38
3 情報化による行政事務の効率化・高度化	41
第7章 情報化を支える仕組みづくり	45
1 情報化の推進体制の整備	45
2 情報化に係る制度等の整備	46
3 情報通信基盤の整備と新技術の活用	48
第8章 情報化推進における留意事項	52
1 市民満足度の重視	52
2 セキュリティの確保	52
3 個人情報や知的財産権への配慮	52
4 市民・企業との協働の重視	52
5 情報格差の是正	52
6 全体最適化の重視	53
資料編	
1 第2次情報化基本計画の策定の流れ	55
2 第2次情報化基本計画の策定の経緯	56
3 川崎市情報化戦略会議設置要綱	58
4 川崎市情報化戦略会議委員名簿	59
5 『「お互いの心を通う高度情報化都市かわさき」の実現に向けた提言』の概要	60
6 用語集	70

第1章 基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 第1次情報化基本計画の概要

本市では、社会における情報化の進展に対応すべく、情報化施策を計画的・総合的に進めるため「川崎市情報化基本計画」（以下、「第1次基本計画」という。）を平成9年6月に策定しました。計画策定のねらいとしては、情報化の基本的な考え方を示して情報化施策を目的に合わせて体系化すること、情報環境の変化や多様な情報化ニーズへのバランスのとれた対応を図ることの2つが挙げられます。

第1次基本計画では、平成9年度から平成17年度を計画期間とし、「市民（ひと）がまんなか高感度情報都市かわさき」という基本コンセプトのもと、表1に示すような5つのビジョンに基づき情報化施策の展開の方向性を取りまとめました。

表1 第1次基本計画のビジョンと施策展開の方向性

情報化のビジョン	施策展開の方向性
ビジョン1 市民が安心して豊かに過ごすことのできる快適情報環境の構築をめざす	①市民が求める情報を得ることができる環境を整備する ②市民が健康に安心して暮らせる環境をつくる ③市民の暮らしを守り安全性の高いまちづくりを進める ④市民が快適に過ごせる都市環境の形成を図る
ビジョン2 市民の自発的活動による参加型の地域ネットワーク社会の形成をめざす	①市民の自発的活動のための環境を充実する ②学校教育の情報化を推進する ③地域のコミュニティの醸成を図る ④地域間交流・国際交流を推進する
ビジョン3 情報環境の変化に対応した地域産業の活性化と高度化をめざす	①地域の情報産業・新規産業を育成・支援する ②地域企業の高度化を支援する
ビジョン4 透明で効率性と柔軟性を持った市民本位の行政システムの構築をめざす	①透明な行政運営に向け広報・広聴を充実する ②行政サービスの向上を図る ③行政の情報化を推進する環境を整備する ④行政の横断的な情報インフラの整備、行政情報の電子化を推進する ⑤各種行政業務の高度化・効率化を図る
ビジョン5 誰もが容易に活用できるオープンな情報基盤・環境の整備をめざす	①市民の情報リテラシーの向上、格差を生まない情報化を推進する ②地域の情報インフラの整備を推進する

(2) これまでの成果

第 1 次基本計画で示した情報化施策に関しては、社会環境の変化に伴い、必要性が低くなった施策が一部に存在するものの、おおむね着実に推進しており、次に示すような成果をあげています。

- ・インターネットを活用した総合的な行政情報の提供
- ・インターネットによる広報活動や携帯電話や外国語に対応した情報提供
- ・インターネットによる議会情報提供
- ・市政情報センター（情報プラザ）の整備・運営
- ・行政手続の電子化
- ・情報通信関連産業の集積
- ・IT 関連の生涯学習機会の充実
- ・文書管理システム、電子決裁等による内部事務の効率化
- ・行政基盤ネットワークの整備

一方、インターネットを活用した地域間交流・国際交流の推進、地域産業ネットワークの形成等は、今後とも継続的に取り組む必要がある課題となっています。

(3) 基本計画の見直しの必要性

近年では、インターネットや携帯電話の普及が急速に進み、情報機器の用途の多様化が目覚ましく、情報化に期待される役割も変化してきています。

このことから、第 1 次基本計画は、計画策定当時と比較して、社会環境や情報通信技術が著しく変化していることから、その見直しを行う時期となっています。

従来は、市民の情報機器の利用や市民活動を促す観点から「市民（ひと）がまんなか」というコンセプトを掲げてきました。しかし、情報機器の普及がある程度進み、NPO 等の地域社会の新たな担い手が発展しつつある現状を踏まえると、多様な価値観の中にも市民として一体感を創出するとともに、協働や交流を更に促進し、都市イメージの向上を図ることが重要となってきます。情報化基本計画の見直しに際しては、このような変化に対応した施策の展開が必要不可欠です。

また、本市では、社会環境の変化に的確に対応するため、新たな市政運営の基本方針を示した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を平成 17 年 3 月に策定したところであり、これと十分な整合性を確保し、効率的な情報化施策の展開が重要になります。

(4) 第 2 次情報化基本計画策定のねらい

本市では、新総合計画の策定、第 1 次基本計画の見直しを視野に入れ、目指すべき情報化社会について提言を行う組織として、川崎市情報化戦略会議を平成 16 年 5 月に設置しました。同会議は、市内に事業所を持つ IT 関連企業等を中心メンバーとしており、14 回におよぶ討議を経て、平成 17 年 3 月に『「お互いの心が通う高度情報化都市かわさき」の実現に向けた提言』をとりまとめました。

そこで、川崎市情報化戦略会議の提言を踏まえ、社会環境や情報通信技術等の変

化、その将来的な動向及び新総合計画等との整合性を十分に図り、更に川崎市の特徴や長所を活かし、都市イメージの向上と一体感のあるまちづくりに寄与する情報化施策を展開すべく、第2次川崎市情報化基本計画（以下、「第2次基本計画」という。）を策定することとしました。

2 第2次基本計画の位置付け

第2次基本計画は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を上位計画とし、そのまちづくりの基本目標の実現を図る基本政策について、情報化という切り口で総合的、体系的にとりまとめたものです。

また、情報システムの活用が行政事務の効率化、高度化に寄与するという観点から「川崎市行財政改革プラン」とも連携を図っています。

更に、第2次基本計画の中で特に早期の取組が求められる情報化施策に関しては実施計画を取りまとめ、重点的に推進します。

情報化施策の実施にあたっては、より広域的な視点からの展開が望ましいものもあり、国や県における情報化施策とも必要に応じて連携が図られるよう調整します。

また、企業の視点での川崎市情報化戦略会議の提言を情報化施策に反映し、実効性のある計画とすることが第2次基本計画の趣旨の1つであり、同提言を十分に反映した計画としました。

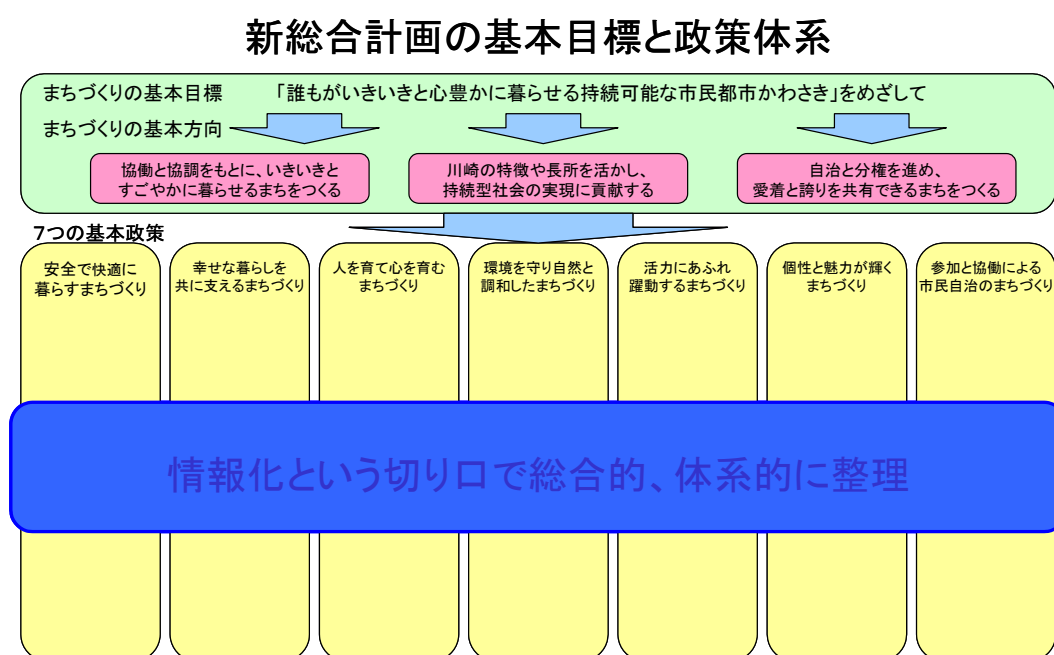


図1 新総合計画の基本目標と政策体系及び第2次基本計画の関係

3 計画期間

情報化の推進は、高度情報化都市かわさきの将来像を長いスパンでとらえて着実に進めるという観点から、第 2 次基本計画は、平成 18 年度から 10 年程度を見据えた計画とします。

ただし、日進月歩で進展する情報通信技術や社会環境の変化を考慮し、5 年程度を目安に方向性の確認を行い、方向性を修正する必要があるときは第 2 次基本計画の見直しを行うこととします。また、第 2 次基本計画では 3 年程度を目安として想定される当面の施策名を示すとともに、その具体的な内容を実施計画としてとりまとめ、これを定期的にローリング（進行管理及び必要な見直し）して計画の実効性を高めていきます。

第2章 計画策定の背景

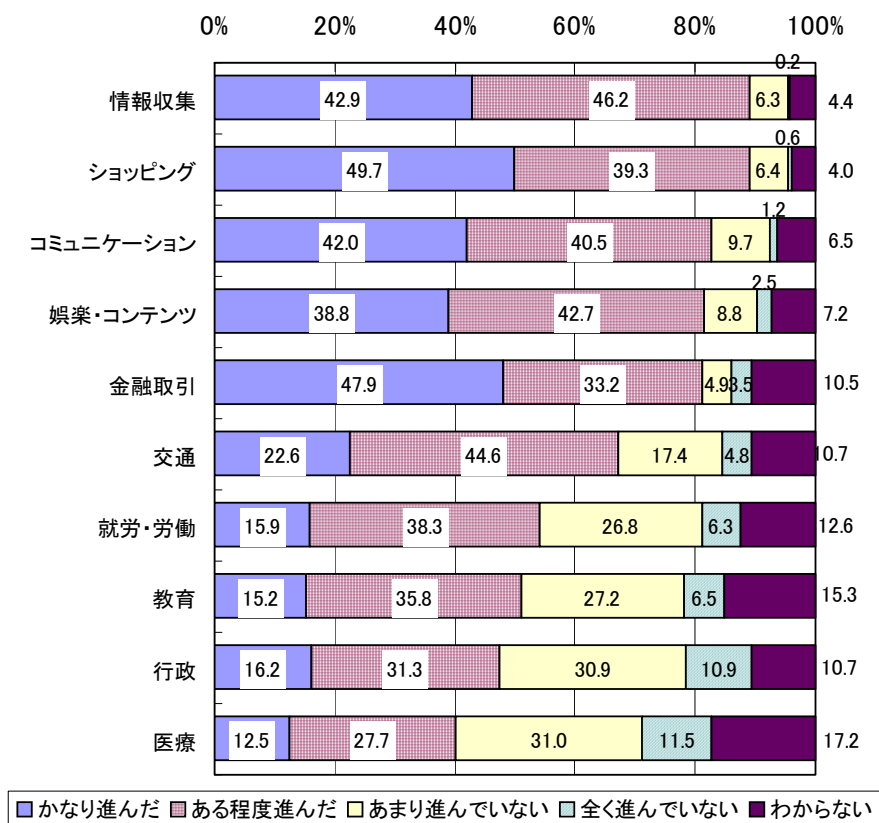
1 情報化を取り巻く環境変化

(1) 市民生活における IT の普及

インターネットや携帯電話の普及が進み、通信速度の高速化、情報通信技術の用途の多様化が進んでいます。総務省「通信利用動向調査（平成 16 年）」によると、我が国全体におけるインターネットの世帯普及率は 86.8%、うちブロードバンド利用率は 62.0%、携帯電話の世帯保有率は 91.1%、パソコンの世帯保有率は 77.5% となっています。

また、インターネットや携帯電話を含む情報通信技術の用途は、従来の情報収集やコミュニケーションだけでなく、ショッピング、娯楽、金融取引、教育等への展開など裾野が拡大しています。

川崎市は、日本の中でもインターネット利用率が非常に高い地域の一つであり、通信会社だけでなくケーブルテレビも市全域をカバーする等、ブロードバンドの利用環境も整っています。



出典：総務省「ネットワークと国民生活に関する調査」

図 2-1 主な分野における IT 利用の進展状況

(2) 情報化推進主体の醸成

川崎市では、企業の研究開発機関が集積しており、学術研究機関に働く人の比率は大都市の中で最も高くなっています。特に IT 関連企業に関しては、我が国を代表する大企業が数多く立地しているだけでなく、かながわサイエンスパーク等を中心にベンチャー企業の集積も見られます。

一方、平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されたことにより、地域に根ざした新たな情報化の推進主体も出てきており、近い将来における IT 関連企業等で働く団塊の世代の退職等を考慮すると、このようなシニア人材の活躍の場として、NPO の増加が予想されます。

(3) 技術革新と新技術の普及

IT に係る技術革新は多様な分野において着実に進展しており、技術動向及び将来的に予想される技術革新に関しては図 2-2 に示すとおりです。

通信・放送分野においては、無線 LAN 等の無線技術の発達によって、場所にとられない情報のやり取りが可能になっているほか、無線のデジタル化が、地上波のテレビ放送やラジオ放送等に広がってきています。

また、通信の高速化も進んでおり、有線サービスでは、近い将来、ギガビット級の通信サービスが普及すると予想されます。また、無線分野でも高速化が進んでおり、将来的には現状の有線サービスと同等の通信速度が実現できると考えられます。

社会・サービス分野においては、IC カード／IC タグ¹（RFID）等の普及が進んでおり、ネットワーク上の情報を呼び出す認証手段として、その用途が拡大しており、今後も様々な分野での活用が期待されます。

加えて、IT を駆使して物理的な動きで生活に寄与するロボットに関する技術も発展してきています。既に、簡易なロボットが娯楽用として発売されていますが、今後は、我々の生活を支援したり、災害時の救助等、危険な作業を代替するロボットの活用が期待されます。

家庭・家電分野においては、身近な家庭電化製品においても、インターネット接続機能を有するものが出てきており、家庭内 LAN も珍しくなくなってきました。また、利用者が大容量の情報を活用できるよう、ディスプレイ等のユーザーインターフェース²技術、検索技術、エージェント³技術等の開発が行われています。

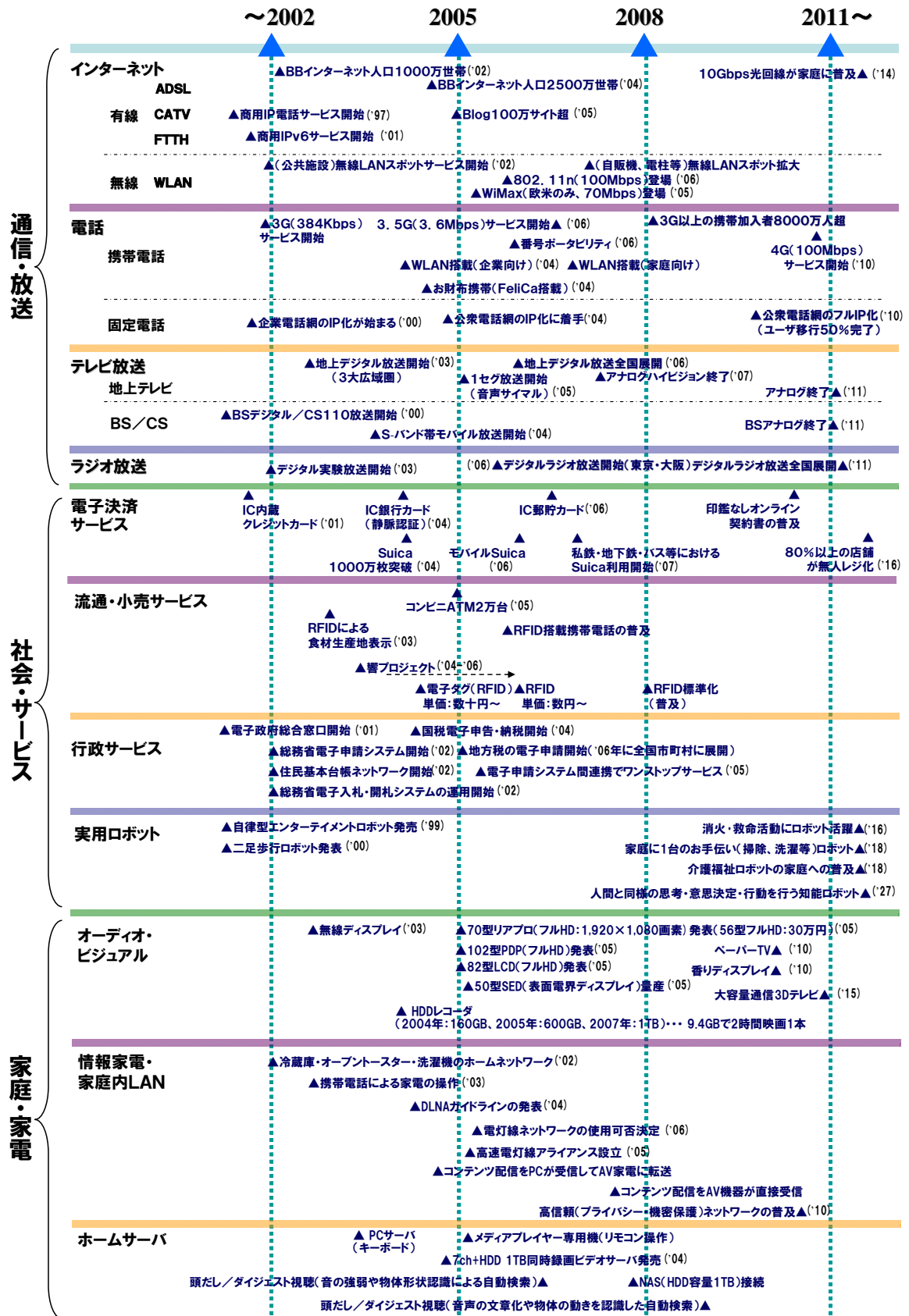
このような技術の変化に伴い、いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークにつながるユビキタス⁴ネットワーク社会の到来が近づいています。

¹ IC タグ：RFID は Radio Frequency Identification の略。読み書きのできる極小の IC チップで、タグ（荷札）のように商品管理等に利用できます。原理的には IC カードと類似しています。

² ユーザーインターフェース：利用者が情報通信機器を操作する際に、利用者の各感覚と接する部分や機能を指します。情報システム画面のインターフェースには大きく分けて、文字ベースの CUI とグラフィックベースの GUI があります。

³ エージェント：利用者に代わって利用者のニーズに応じた情報収集、サービス利用などを行う機能を指します。

⁴ ユビキタス：「いたるところに在る。遍在する。」という意味で、総務省では「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会をユビキタスネットワーク社会と呼んでいます。

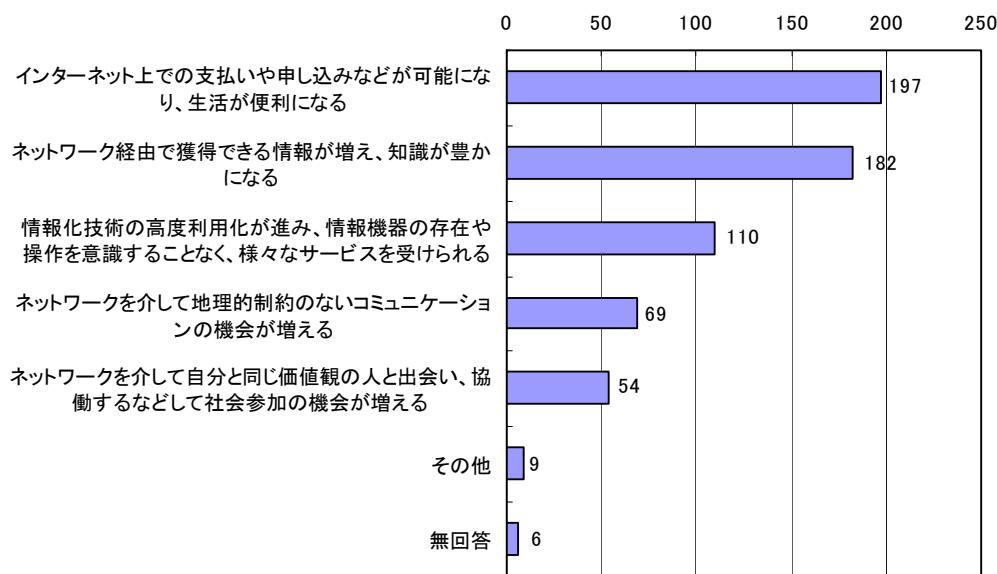


出典：各種資料から作成

図 2-2 情報通信技術の動向と将来の予測

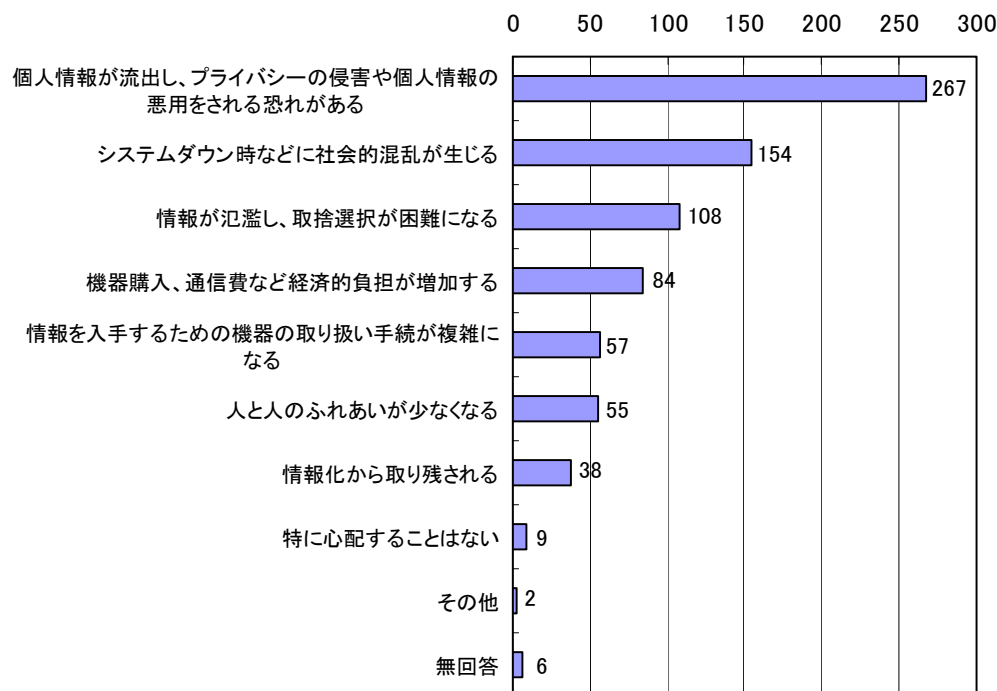
(4) 情報化に対する期待と不安

市民は情報化の進展に対して、利便性の向上や様々な知識の習得等のメリットを期待する反面、個人情報の漏えい、システム障害等による社会的混乱、情報の氾濫、情報化に取り残されること等に対して不安を抱いています。川崎市において健全な情報化を推進するためには、このような期待に応えるような施策を進めるだけでなく、情報化の持つ負の側面を排除するように努め、市民の不安を軽減することが不可欠です。



出典：川崎市「平成16年度 情報化基本計画基礎調査 調査結果報告書」

図 2-3 情報化への期待



出典：川崎市「平成16年度 情報化基本計画基礎調査 調査結果報告書」

図 2-4 情報化への不安

2 国の政策動向

政府では「e-Japan 戦略」において「我が国は 5 年以内に世界最先端の IT 国家となる」ことを目標に掲げて以来、官民の総力を挙げ、通信インフラや電子商取引市場の整備等を進めてきました。

その結果、世界で最も安価なブロードバンド環境を実現し、電子商取引も米国に次ぐ世界第 2 位になるなどの成果をあげました。

関連する法制度の整備も進んでおり、「IT 基本法」、「電子署名法」、「IT 書面一括法」、「行政手続オンライン化関係三法」、「e-文書法」等が施行されています。

表 2 情報化に係る法制度整備の状況

法律名	概要	施行年月
IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）	高度情報通信ネットワーク社会形成の基本理念及び施策策定に係る基本方針を定めている法律	平成13年1月
電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）	電子署名に押印等と同等の効力を認める法律	平成13年4月
IT書面一括法（書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律）	電子的な書面の交付等を認めた法律	平成13年4月
行政手続オンライン化関係三法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律）	行政手続のオンライン化を可能にし、公的個人認証を実現するための法律	平成15年2月
e-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）	文書の電子保存を認める法律	平成17年4月

しかしながら、行政サービスや、医療、教育分野等での IT 利活用における国民満足度の向上、地域や世代間等における情報活用における格差の是正、セキュリティ対策や防災・災害対策の促進、企業経営における IT 活用や産業の国際競争力の強化、国際貢献等について、依然として課題が存在しています。政府は、このような課題に対応するために、IT の構造改革力を追求することを目指した「IT 新改革戦略」を、「e-Japan 戦略」に代わる新たな戦略として策定しました。

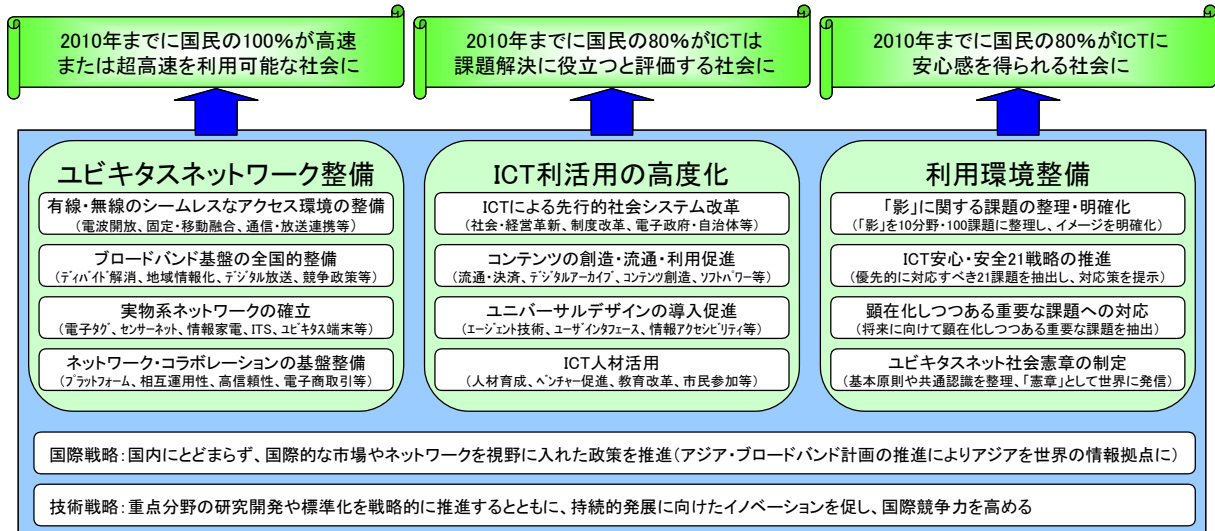
行政機関における情報化に関しては、「電子政府構築計画」を策定し、電子政府の構築を推進しています。

同計画では、手続のオンライン化やワンストップ化等による「国民の利便性・サービスの向上」、業務・レガシーシステム⁵の見直しやシステムの共通化等による「IT 化に対応した業務改革」、推進体制整備やアウトソーシング等による「共通的な環境整備」という三つの基本方針が示されています。電子自治体に関しても、このような電子政府の方向性を踏まえた推進が求められており、手続のワンストップ化等においては、国と自治体との連携も必要になります。

一方、総務省では、ユビキタスという情報化を取り巻く環境変化に着目して、「u-Japan 政策」を展開しており、平成 22 年度を目標年次として図 2-5 に示す政策パッケージを推進しています。

⁵ レガシーシステム：メインフレーム（汎用機）上で COBOL 言語によって運用される情報システムを指します。

この政策パッケージでは、ユビキタスネットワーク環境の実現のための基盤整備、電子政府・電子自治体を含む利用の高度化だけでなく、安心して利用できる環境整備が大きな柱の一つとなっており、個人情報保護、安全な電子決済等、多様な政策目標が示されています。



出典:総務省資料

図 2-5 u-Japan 政策パッケージ

3 川崎市の直面する課題と政策動向

(1) 少子高齢社会への対応

本格的な少子高齢社会への突入と、今後予想される長期的な人口減少過程への移行に伴い、今まで進めてきた市民生活を支える社会資本の整備・充実や行政サービス提供のあり方について、根本的な見直しが求められています。

このような変化の中で、本市では、高齢者が安心して生活できる保健・医療・福祉の体制整備、安心して子育てができる総合的な支援体制の確立、シニア人材の活力を活かす場の確保等を目標に政策の展開を行っています。

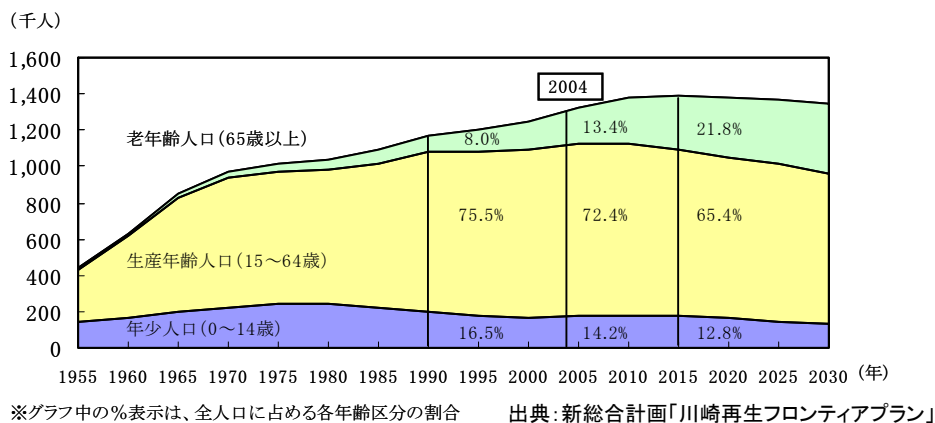


図 2-6 川崎市における人口の推移

(2) 分権協働社会への移行

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、地方への権限移譲を進める地方分権改革が進んでいます。分権の考え方のもとで、地域の個性を活かし、きめ細やかなまちづくりを進めていくために、まちづくりの主役である市民が、自らの主体的な意思によってまちづくりを進めていくという、市民自治の仕組みを整えるとともに、まちづくりに参加する様々な主体が、それぞれの力を持ち寄り、協力関係を築き、手を携えながら協働のまちづくりを進めることが大切になります。

このような変化の中で、本市では、自治と協働の仕組みづくり、市民と協働した地域課題解決等を目標に政策の展開を行っています。

(3) ソフト重視社会への対応

成長経済が終焉し、これに引き続く低成長経済への移行が進んでいるなか、人々は物質的な豊かさから、質的な充足感を求めるようになってきています。このようなソフト面を重視する価値観の変化に伴い、市民の行動やニーズはより多様化し、それに対応したきめ細かな行政サービスが望まれています。一方、行財政運営は依然厳しい状況にあり、財源投入の効果や成果をしっかりと見極めるなど、経営的視点や持続可能性を重視した取組が求められています。

このような中で、本市では、安全で快適に暮らすまちづくり、地域を支える産業

振興、生涯を通じて学び成長する社会等を目標に政策の展開を行っています。

(4) 循環型社会への移行

様々な環境問題が顕在化するなか、地球環境を守るためには、特に都市部において環境に負荷をかけない市民の生活様式や産業活動を選択し、実践することが重要になってきています。また、地球温暖化を抑制するために、先進国などに対する温室効果ガスの削減や排出量取引などを定めた京都議定書が発効され、自治体レベルでも責任のある対応が求められています。

このような変化の中で、本市では、地域レベルでの地球温暖化の防止、廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの推進、生活環境の保全、身近な緑の創出・育成等を目標に政策の展開を行っています。

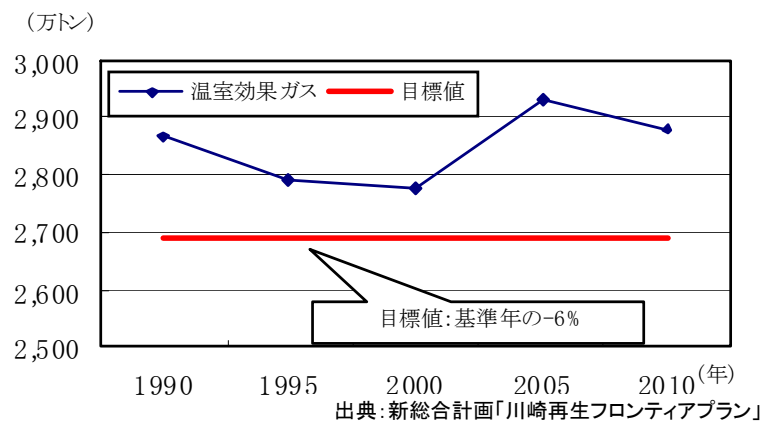
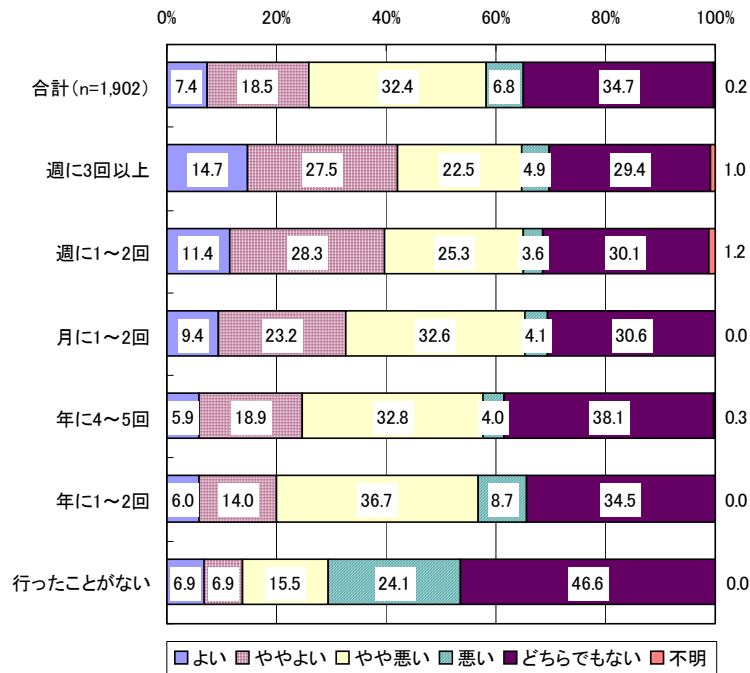


図 2-7 市内の温室効果ガスの排出量の推移と予測

(5) 都市イメージの向上と一体感のあるまちづくり

川崎市には様々な地域資源がありますが、これまでは、都市イメージの向上に活かしきれていない状況にありました。そこで、本市では、地域のポテンシャルや多様な魅力を育てて発信し、都市イメージの向上を図ること、文化芸術を振興し地域内、あるいは地域間交流を進め、一体感のあるまちづくりを図ること等を目標に政策の展開を行っています。



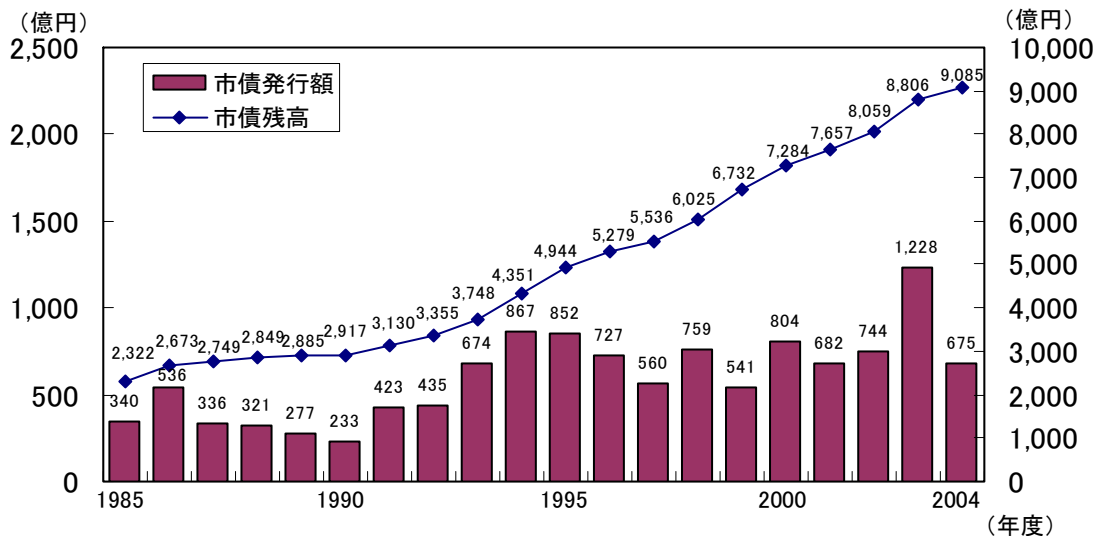
出典:「川崎市シティセールス推進調査報告書」-他都市の市民から見た川崎のイメージ調査-

図 2-8 来訪頻度別の川崎市のイメージ

(6) 財政の健全化

これまでの行財政改革の取組において一定の経費節減効果をあげているものの、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあります。歳入面では税収が伸び悩む一方、高齢化の進行や景気動向に対応した政策展開により歳出は増加し、その結果、市債残高が増え、一層の財政のひっ迫を招いています。

このように厳しい財政状況の中で市民生活を維持・向上させるため、本市では、「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」の三つを柱とした行財政改革を継続的に推進しています。



出典:新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を基に作成

図 2-9 市債発行額と発行残高の推移

第3章 第2次基本計画の考え方

1 情報化の基本目標

パソコンや携帯電話等の情報通信機器が普及したことに伴い、インターネットの利用が日常生活に溶け込んできていることから、これらの恩恵を生活や企業活動で実感できることが重要になってきています。

また、このような情報化は市民や企業等により自発的に進められる部分も多く、川崎市全体の情報化は、このような各主体の取組をとらえながら、それぞれの役割分担の中で推進しなければなりません。そのためには、人と人との信頼に基づくコミュニケーション、あるいは交流や協働を図ることが不可欠であり、この部分においても情報通信ネットワークを活用することが期待されます。

そこで、第2次基本計画では、川崎市を形成する多様な主体による協働や交流を促進することで一体感のあるまちづくりを実現するとともに、その根底を成す都市イメージの向上、海外を含めた外部への積極的な情報発信がITを活用して行えるよう、次の基本目標を設定します。

また、基本目標を実現するための情報化施策は、他の施策との連携を図るとともに、川崎市の持つ地域資源や特性を十分に活かし、独自性のある施策展開を目指します。

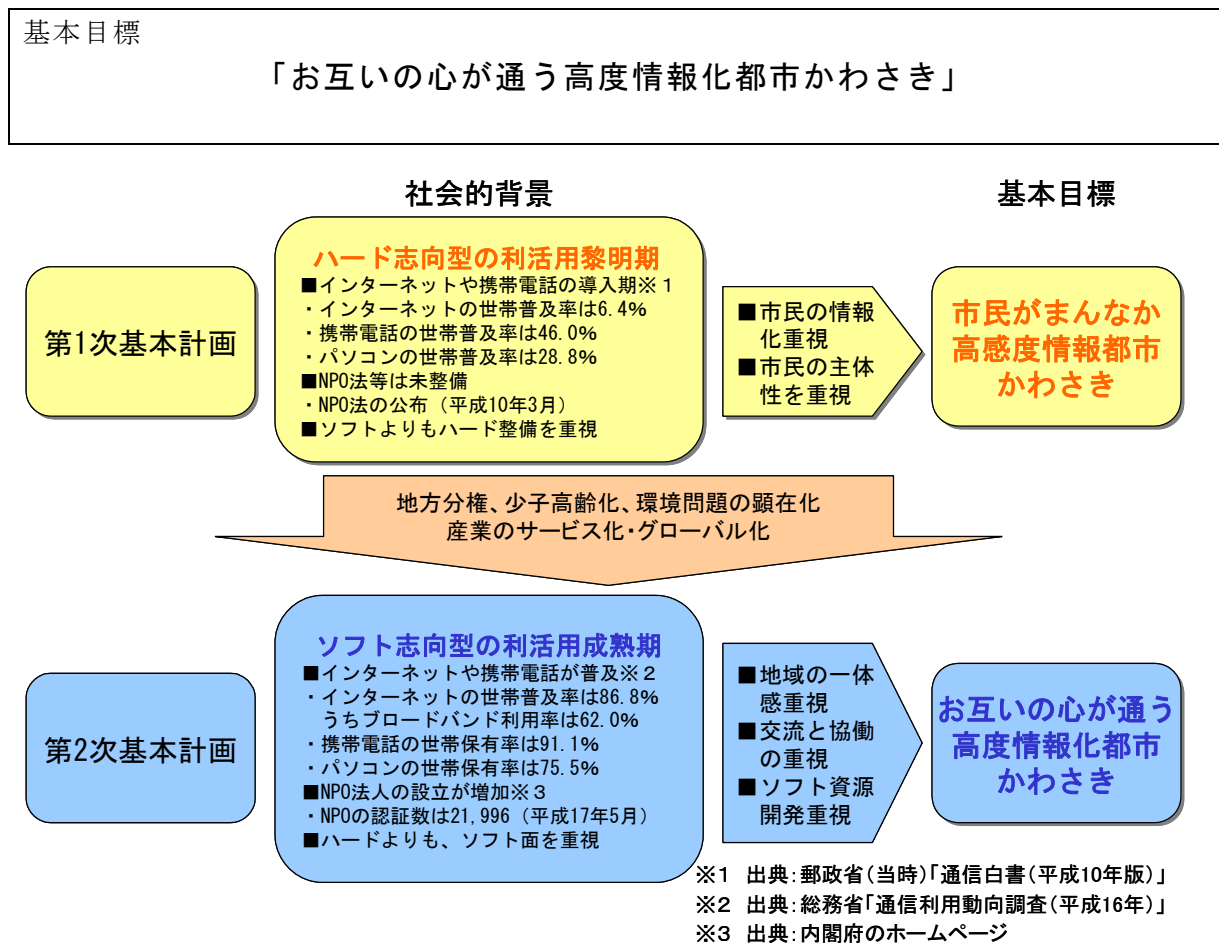


図 3-1 新たな基本目標設定の背景

2 情報化の基本施策と基本方向

本市では「お互いの心が通う高度情報化都市かわさき」を実現するため、次に示す 4 つの基本施策に基づき情報化施策の展開を図ります。

(1) 市民活力を高め、協働と安心のまちづくりに寄与する情報化

インターネットや携帯電話の用途は多様化してきており、行政サービスにおいても市民の IT 利用に則したサービスの充実が不可欠です。また、IT を活用して地域の様々な主体の活動や協働、あるいはそのための情報共有を支援することは、少子高齢化、環境問題等、地域が直面する様々な課題の解決に寄与すると考えられます。そこで、市民を基軸とした情報化施策を、次のような方向性で展開します。

- ・ 情報通信技術を活用することで、行政サービスがいつでもどこでも行えることにより、市民の時間的・距離的な負担を軽減し、利便性を高めます。
- ・ 情報通信技術を活用することで、防犯ネットワークなど、市民が安心して暮らしていける基盤を整備するとともに、市民、NPO 等、地域を構成する多様な主体、とりわけシニア人材の活用などを視野に入れて、その活動や交流を促し、地域の活力に結び付けます。

(2) 産業振興とシティセールスを促す情報化

産業都市として成長してきた川崎市では、既に IT 関連企業をはじめとする多くの先端産業が立地しており、市場の国際化が進む中、国際的な競争力の向上が求められています。また、少子高齢化の進行等に伴い、シニア人材の活用が競争力に大きく影響することが予想されます。更に、川崎市には多くの地域資源があり、IT を活用した情報発信は都市イメージの向上の手段として期待されます。そこで、地域産業や地域資源のアピールを基軸とした情報化施策を、次のような方向性で展開します。

- ・ 中小企業の情報化の推進、企業間の連携を図るネットワークの整備、シニアパワーの有効活用等を進めることで、より一層の産業振興を実現します。
- ・ 川崎市が持つ観光、居住、就業等の場としての魅力を内外に広く発信するとともに、地域産業が持つ技術等を世界に向けて広くアピールし、都市イメージの向上、国際技術交流等を図ります。

(3) 行政運営の高度化を図る情報化

分権協働社会に対応した新たな自治の仕組みづくりを進めるためには、IT により市民参加の裾野を広げることが有効です。また、行政サービスの向上と財政の健全化を両立させるために、IT を活用した行財政改革も求められます。そこで、行政運営に係る情報化施策を、次のような方向性で展開します。

- ・行政サービスへの多様なニーズ等に対応すべく、情報通信技術を活用した行政事務の効率化や高度化を継続的に推進します。
- ・行政情報を可能な限り電子化し、公開することで透明性の高い行政運営を図るとともに、インターネットの双方向機能等を活用した市民参加による行政運営を実現します。

(4) 情報化を支える仕組みづくり

情報化施策は、情報通信技術を活用するだけでは、必ずしもうまく機能しません。また、事業毎に展開される施策の中には同様の情報通信技術や情報システムの機能を用いるものもあり、これらを共通化することも非常に重要です。そこで、情報化を推進する上で必要となる体制、関連制度、共通の基盤等の整備を進める施策を、次のような方向性で展開します。

- ・情報化施策が着実かつ効率的に推進されるよう、市役所内外における推進体制の整備を進めるとともに、誰もが安心して参加できる情報化社会を実現するために必要な制度的な枠組みの整備を推進します。
- ・情報化施策に有効と考えられる新技術の積極的な活用を図るとともに、複数の施策において活用が期待される情報通信基盤の整備を推進します。

3 情報化施策の体系

第2次基本計画では、市民生活へのITの浸透や技術革新、あるいは国の政策や地域の直面する課題と本市の政策等を踏まえ、次のような体系で情報化施策の展開を図ります。

基本施策

施策の基本方向

基本目標 … お互いの心が通う高度情報化都市かわさき

市民活力を高め、協働と安心のまちづくりに寄与する情報化

快適な市民生活の支援

ITを活用することで、行政サービスの利用に市民が要する労力、時間、費用等を従来よりも低減し、市民のより快適な生活の実現を目指します。

市民の教育・文化活動の推進

市民の文化・レクリエーション活動、あるいは教育・学習等の知識醸成に係る活動をITによって支援し、地域の文化を育み、活力にあふれた市民生活の実現を目指します。

安全かつ安定した持続可能な社会の形成

少子高齢社会、自然災害や安全の問題、環境問題等、地域が直面する課題に対して、ITを活用することで、より効果的な対応を図り、安全かつ安心して生活できる持続可能なコミュニティの実現を目指します。

交流と協働の推進

市民、企業、NPO等、地域を構成する主体が、ネットワークによる交流や協働が図れる仕組みづくりを支援し、一体感のあるまちづくりを目指します。

産業振興とシティセールスを促す情報化

産業振興と人材の有効活用

集積した先端産業を中心とした企業ネットワークを形成し、連携や協働から新たな付加価値の創造、イノベーションを図ることで、国際的な競争力の向上を目指します。

シティセールスの推進

都市（地域）や企業が持つ魅力やポテンシャル、技術を多様な情報発信媒体を活用してアピールすることで、市民や企業を誘引し、様々な主体がそれぞれの立場から参加し、一体感のあるまちづくりを進めること、また国内外における都市イメージの向上を目指します。

行政運営の高度化を図る情報化

市民参加の行政運営

市民、企業、NPO、市民活動団体等がまちづくりに積極的に参加し、インターネット等を活用した新たな自治のあり方を提示できる市民参加の行政運営を目指します。

透明性の高い行政運営

ITを活用した情報公開の拡充を推進するとともに、市民が行政情報に接する様々な機会を創出することで、透明性の高い行政運営を目指します。

行政事務の効率化・高度化

行政事務の効率化の推進

ITを活用した事務の効率化を継続的に推進することで、その費用対効果を最大化するとともに、多様な市民・企業ニーズに対応した行政サービスの充実と安定した行財政運営の両立を目指します。

行政事務の高度化の推進

市役所内外との情報共有を通じて知的生産性を高め、より質の高い行政サービスの提供を目指します。

情報化を支える仕組みづくり

推進体制の整備

情報化を取り巻く複雑な環境変化に総合的かつ効率的に対応できるように、市役所の推進体制の機能強化を進めます。

地域の多様な主体により適切な役割分担による協働のもと地域情報化を推進し、地域コストの削減を目指します。

制度等の整備

環境変化に即した情報化施策の適切な実施を促し、効果の最大化を図ることができるよう、制度面の最適化を目指します。

基盤整備と新技術活用

情報化施策、あるいはそれによる行政サービスの提供等がより安定的、効率的に行えるよう、市役所内の情報通信基盤の最適化を目指します。

公共施設等を中心に情報環境の整備を進めるとともに、先進技術を適切なタイミングで活用していくことで、市民がITの恩恵を実感できる環境づくりを目指します。

推進上の留意事項

市民満足度の重視

市民・企業との協働の重視

セキュリティの確保

情報格差の是正

個人情報や知的財産権への配慮

全体最適化の重視

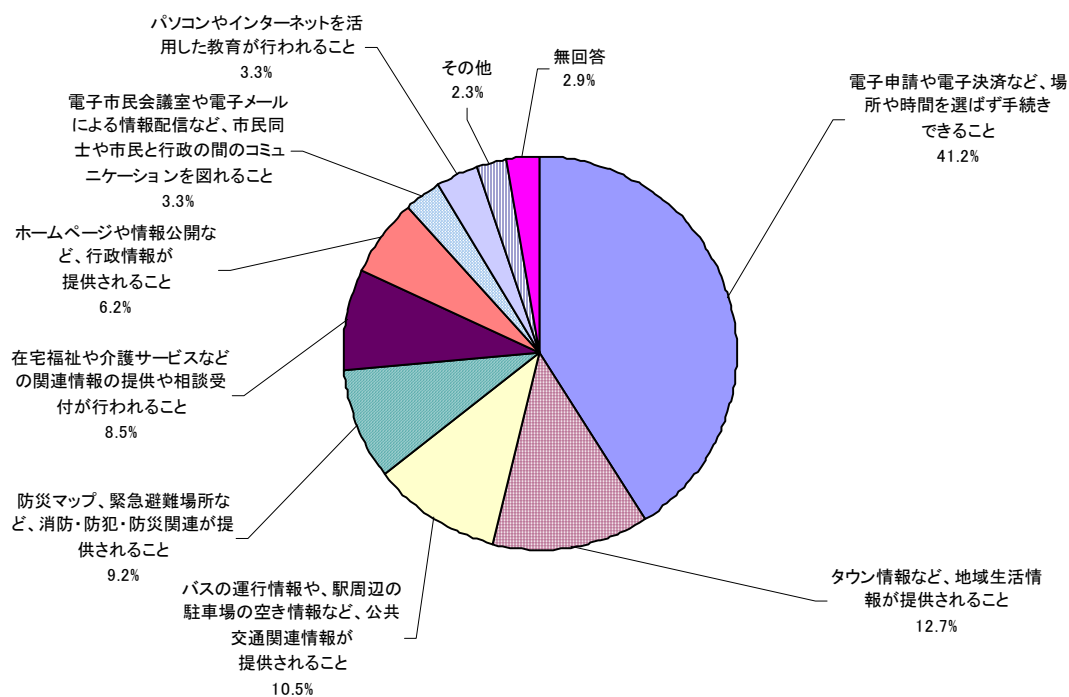
図 3-2 情報化施策の体系

第4章 市民活力を高め、協働と安心のまちづくりに寄与する情報化

1 情報化による快適な市民生活の支援

(1) 現状と課題

- ・市民の利便性を高めるため、本市のホームページを開設し、提供情報の充実を図るとともに、図書予約、公共施設予約等の電子申請サービスを既に提供しています。今後は、電子申請、電子決済等のオンラインサービスや、地域生活情報、防災情報等の情報提供の拡充が求められています。
- ・ホームページの更新情報を電子メールで定期的に配信するサービスを提供していますが、市民に対してより積極的に市民ニーズに応じた情報発信を行うことが必要です。
- ・公共交通に関しては、バスの運行情報の提供を一部の路線について行っており、サービス地域の拡充等が求められています。また、料金の支払いにおける利便性の向上も求められています。



出典：川崎市「平成16年度 情報化基本計画基礎調査 調査結果報告書」

図 4-1 充実してほしい電子市役所関連サービスの機能

(2) 施策の基本方向

IT を活用することで、行政サービスの利用に市民が要する労力、時間、費用等を従来よりも低減し、市民のより快適な生活の実現を目指します。

このような快適な生活を実現するため、オンラインの行政サービスが、自宅のパソコン

だけでなく、携帯電話やデジタルテレビ等から、いつでも・どこでも利用できる環境、あるいは企業や NPO 等の多様な主体が提供する関連した情報サービスと合わせて利用できる環境の整備を推進していきます。

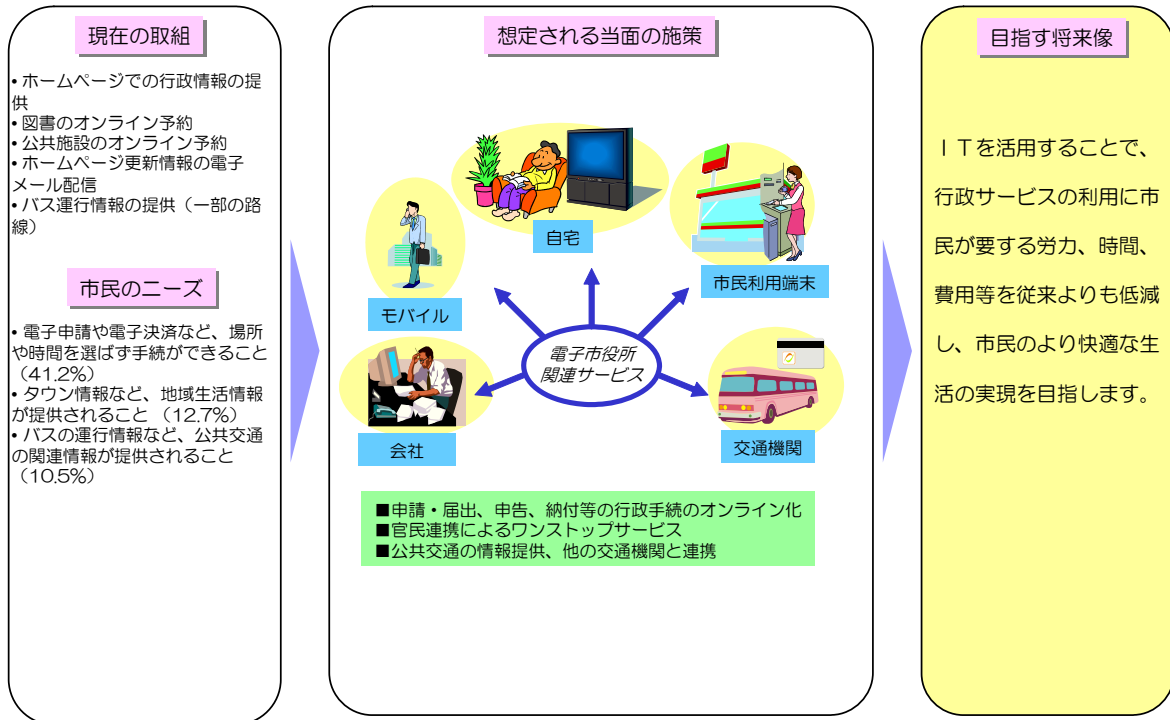
まずは、申請・届出、申告等の行政手続をオンライン化し、多様な手続・支払い方法について検討を進めるとともに、市民利用端末等により身近な窓口における行政サービスの充実を図ります。また、民間サービスと行政サービスを一体的に利用できるワンストップサービスの仕組みづくりを推進します。

公共交通等の地域サービスにおいては、インターネット等を活用した利用者に有用な情報提供を進めるとともに、鉄道とバスで相互利用することができる IC カード乗車券の導入を図り、市民の利便性を高めます。

<想定される当面の施策>

- 申請・届出、申告、納付等の行政手続のオンライン化
- 官民連携によるワンストップサービス
- 公共交通の情報提供、他の交通機関と連携

情報化による快適な市民生活の支援のイメージ



2 情報化による市民の教育・文化活動の推進

(1) 現状と課題

- ・図書館の蔵書検索及び予約、公共施設の予約等が既にインターネットを介して行えますが、より多くの方に利用していただくために、使いやすさの更なる向上が必要です。
- ・生涯学習機会や市民活動及びそれに係る団体に関する情報提供を既にインターネットで提供しており、オンラインでの交流機会の場の提供等が求められています。
- ・川崎市の多様な文化芸術資源の把握や地域内外への周知を充実するため、インターネット等の活用が期待されます。
- ・学校教育において、コンピュータやインターネットを有効活用した教材の開発、教員の育成研修、学校の情報機器やネットワークの整備等を更に推進することが求められています。

(2) 施策の基本方向

市民の文化・レクリエーション活動、あるいは教育・学習等の知識醸成に係る活動をITによって支援し、地域の文化を育み、活力にあふれた市民生活の実現を目指します。

このような市民生活の実現を図るため、教育・文化活動に係る総合的な情報提供やサービスをオンラインで提供するとともに、通信の高速化等の技術革新やソフト重視社会に対応した、コンテンツやサービスの拡充を推進していきます。

まずは、川崎市の持つ自然・文化的資源を地域内外で共有し、生涯学習、スポーツ、レクリエーション、ボランティア等に係る情報サービスを拡充することで、市民の自主的・創造的な活動を促し、地域活力を高めます。将来的には、企業等が提供する情報と連携し、より利便性の高いサービスの実現を目指します。

地域が有する文化芸術資源をデータベース化し、インターネットを介して地域内外に発信します。将来的には、文化施設と連携したデジタルアーカイブを構築し、市民がインターネットから利用できる仕組みづくりを目指します。

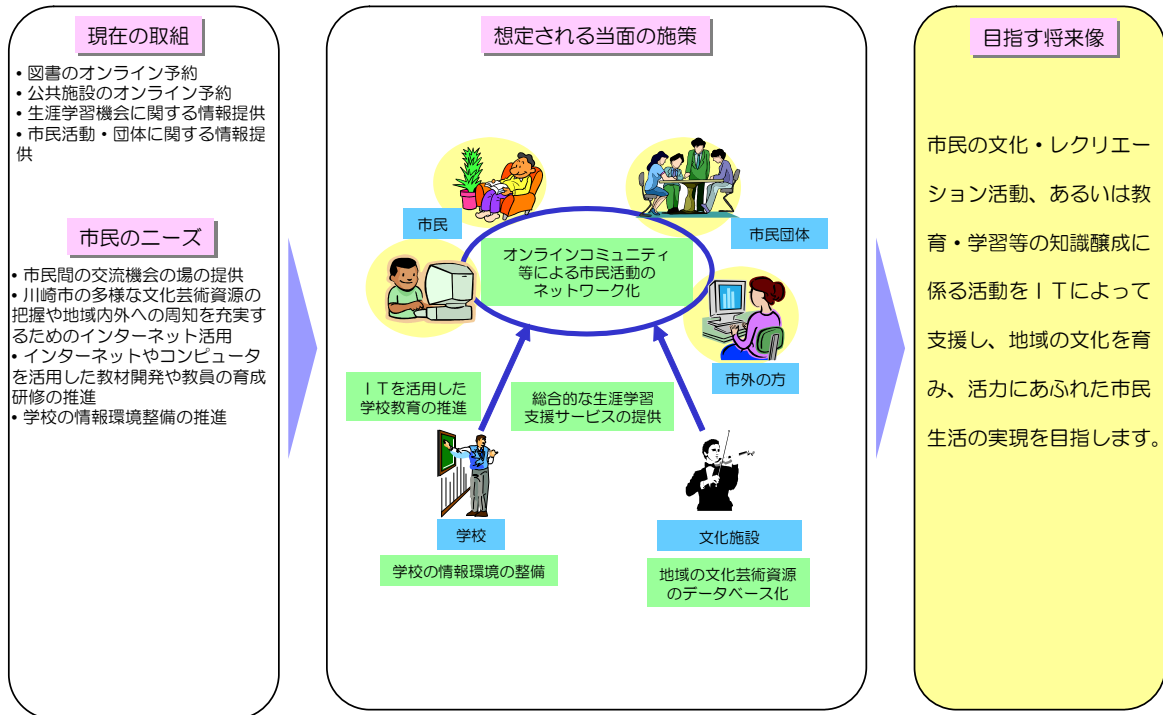
小中学校では、児童・生徒の情報利活用能力の育成や校内の情報環境及び学校間ネットワークの拡充を図ります。また、情報機器を活用して、わかりやすい授業を支える教材開発、教員育成の充実を推進します。将来的には、インターネットの双方向機能等を活用して、児童・生徒、父母等と連携し、よりきめ細やかな教育の実現を目指します。

<想定される当面の施策>

- 総合的な生涯学習支援サービス提供
- オンラインコミュニティ等による市民活動のネットワーク化
- 地域の文化芸術資源のデータベース化

- 学校の情報環境の整備
- IT を活用した学校教育の推進

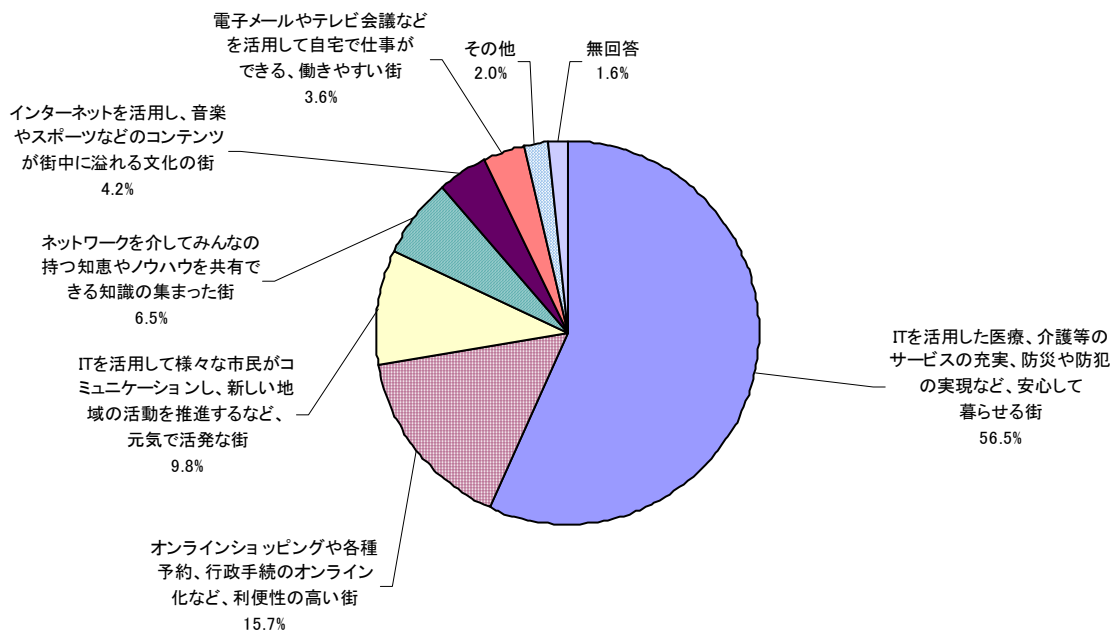
情報化による市民の教育・文化活動の推進のイメージ



3 情報化による安全かつ安定した持続可能な⁶社会の形成

(1) 現状と課題

- ・医療や介護等のサービスにおいて、ITの活用が最も期待されています。
- ・災害時や救急医療の現場において迅速な情報伝達や対応を図るため、防災行政無線や消防・救急無線などの情報通信システムの整備を行っています。ただし、防災行政無線や消防・救急無線はアナログ方式が残っているため、より多くの情報を伝達できるデジタル方式へ移行する必要があります。
- ・犯罪、テロ等の危険性に備え、このような犯罪の予防や非常事態への対応にITを活用することが期待されています。
- ・インターネット等の普及に伴い、ネットワーク犯罪が増加しており、警察等の関係機関と連携した対策の強化が求められています。
- ・大気、水質等の環境を定期的にモニタリングするとともに、その結果をインターネットで公開しています。今後は、環境問題に対応した循環型社会への移行を推進するため、市民への環境対策の啓発や、地域企業の持つ優れた環境技術の国内外への情報発信においてインターネット等を活用することが望まれます。



出典：川崎市「平成16年度 情報化基本計画基礎調査 調査結果報告書」

図 4-2 市民が 10 年後の「高度情報化都市かわさき」に期待すること

⁶ サステイナブル：「持続可能な」という意味であり、そのために経済的・社会的発展と環境保護の調和、現在と将来の世代間の利害調整を適切に行うことが求められています。

(2) 施策の基本方向

少子高齢社会、自然災害や安全の問題、環境問題等、地域が直面する課題に対して、IT を活用することで、より効果的な対応を図り、安全かつ安心して生活できるサステイナブルコミュニティの実現を目指します。

このようなサステイナブルコミュニティの実現を図るため、保健・医療・福祉、防災・防犯、環境等の各分野において市民、企業、NPO、行政等が自助・共助・公助の役割分担に基づいた情報共有できる仕組みづくりの整備を推進していきます。

まずは、福祉において、インターネットをはじめとする多様なメディアによる情報発信や、様々な関連主体における情報共有及びそれによる連携を行う仕組みづくりを進めます。

救急医療、災害やテロ等の不測の事態に迅速かつ的確に対応できるよう、無線技術や衛星通信技術を有効活用した非常時の情報伝達システムの確立を図ります。将来的には、広域無線 LAN や位置確認情報等の最新技術を活用して、正確な被害情報の収集や、避難者・帰宅困難者に対する支援が行える機能の拡充、市民、企業、行政等の様々な主体が緊急時に行うべきことを情報通信ネットワークを介して情報共有できる仕組みづくりを目指します。

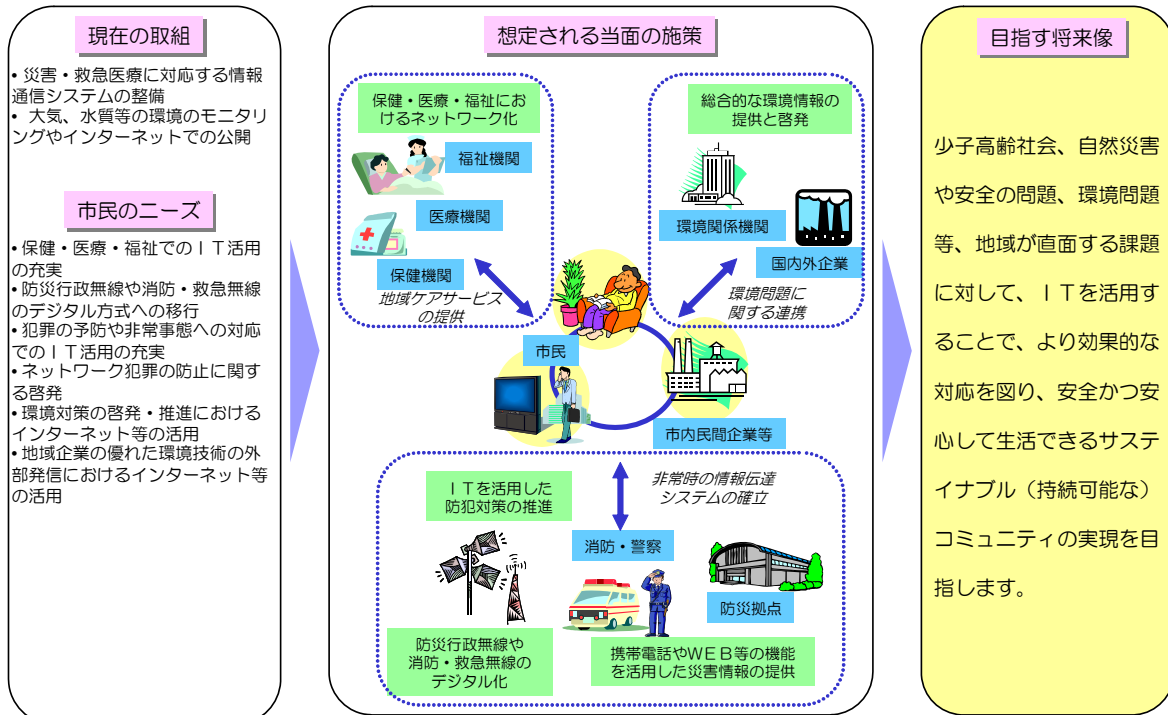
地域の安全を高めるため、関係機関と連携して防犯に関する情報共有を図るとともに、学校等の公共施設の安全確保に向け IT の活用を進めます。また、ネットワーク犯罪における市民の被害を軽減するための啓発活動を進めます。

地域の豊かな自然環境や住環境を維持するとともに、個々の主体の活動による環境負荷を最小化できるよう、インターネット等による総合的な情報提供・啓発、リサイクル活動支援等により、市民、企業等の環境対策を促します。また、地域企業の優れた環境技術を積極的に外部に発信し、世界全体での環境対策、循環型社会への移行に寄与します。

<想定される当面の施策>

- 保健・医療・福祉におけるネットワーク化
- 防災行政無線や消防・救急無線のデジタル化
- 携帯電話やWEB等の機能を活用した災害情報の提供
- ITを活用した防犯対策の推進
- 総合的な環境情報の提供と啓発

情報化による安全かつ安定した持続可能な社会の形成のイメージ



4 情報化による交流と協働の推進

(1) 現状と課題

- ・市民と地域社会の関係が希薄化する一方、団塊の世代の退職、社会参加ニーズの高まり等から地縁への回帰も見られ、このような市民の交流機会の創出手段の一つとしてインターネットの有効活用が期待されます。
- ・市民団体や NPO 等の自発的活動、企業における CSR⁷（企業の社会的責任）の浸透等に伴い、まちづくりや地域課題の解決が多面的に行われています。このような多様な主体における協議や、それによる適切な役割分担を促す場が必要であり、オンラインコミュニティの活用が想定されます。
- ・市民活動や NPO という組織自体が交流の場となり、地域活力の源になると考えられ、市民とこれらの団体を効果的に結び付けるため、既に実施している市民活動団体や生涯学習団体等に関する情報提供の拡充が求められています。

(2) 施策の基本方向

市民、企業、NPO 等、地域を構成する主体が、ネットワークによる交流や協働が図れる仕組みづくりを支援し、一体感のあるまちづくりを目指します。

このような一体感のあるまちづくりを図るため、地域の多様な主体が参加する情報共有の基盤を整備するとともに、各主体がその活性化に積極的に参加し、協働を図ることができる仕組みづくりを推進していきます。

まずは、市民、企業、NPO、市民団体等、多様な地域主体がインターネット上で交流や協働を図るため、また、シニア人材の有効活用が図れるよう、基盤となるホームページの開設を推進します。行政、民間を問わず川崎市に関するすべての情報を集約するだけでなく、容易な情報検索をはじめとした、行政や民間の様々なサービスの提供を目指します。

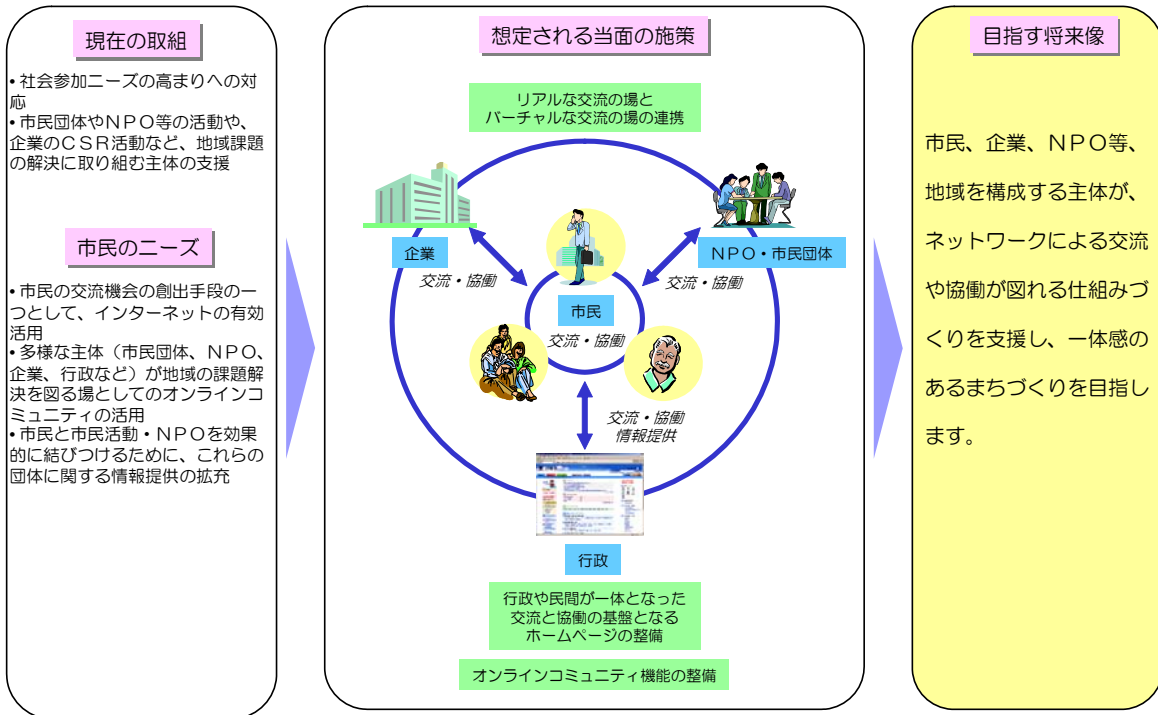
市民、企業、NPO 等、多様な地域主体が参画するオンラインコミュニティ機能を整備し、各主体間の交流や協働を促します。また、個々の主体が集まる会合等のリアルな場と、バーチャルな場であるオンラインコミュニティの連携を促し、交流や協働の質を高めるとともに、シニアパワーの地域への還元を推進します。

<想定される当面の施策>

- 行政や民間が一体となった交流と協働の基盤となるホームページの整備
- オンラインコミュニティ機能の整備
- リアルな交流の場とバーチャルな交流の場の連携

⁷ CSR: Corporate Social Responsibility の略。企業が法律遵守にとどまらず、企業自ら市民、地域及び社会を利するような形で、経済、環境、社会問題においてバランスの取れたアプローチを行うことを指します。

情報化による交流と協働の推進のイメージ

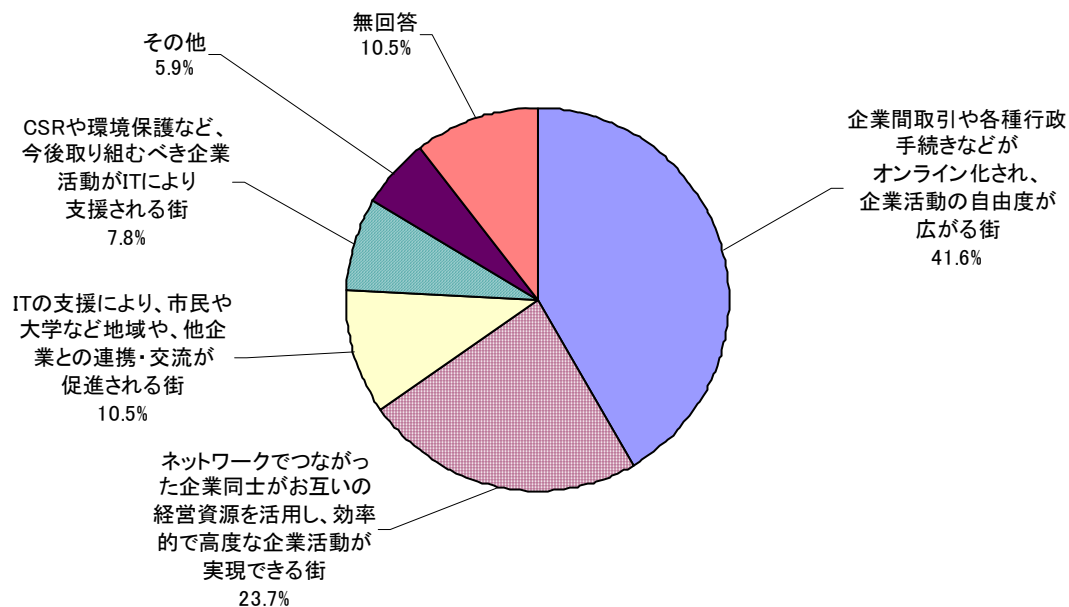


第5章 産業振興とシティセールスを促す情報化

1 情報化による産業振興と人材の有効活用

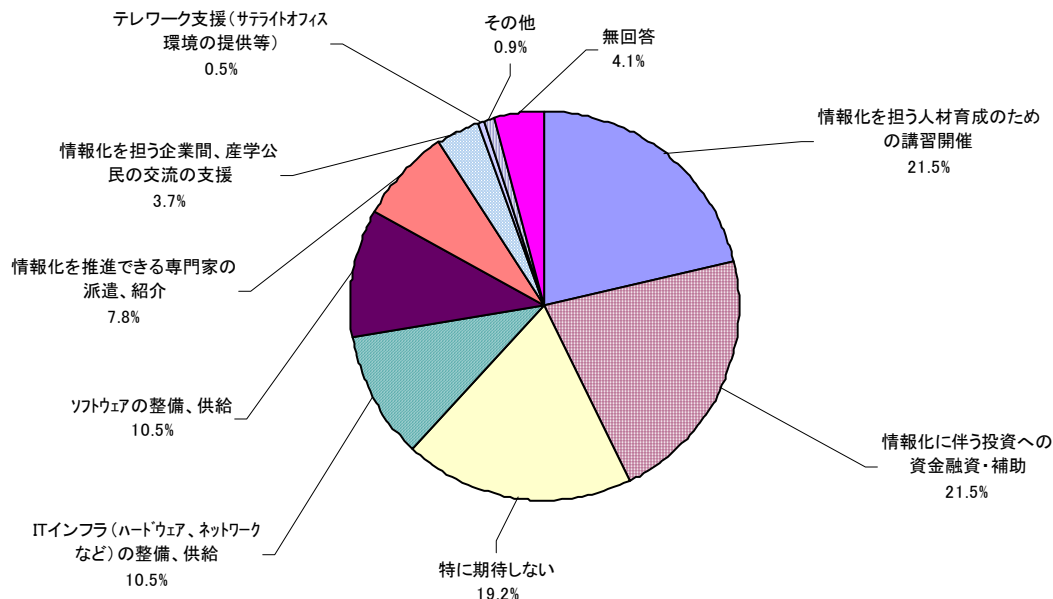
(1) 現状と課題

- ・IT 関連企業や研究開発機関が集積しており、このような集積を地域産業全体の競争力に結び付ける仕組みづくりに IT の活用が期待されます。
- ・インターネットを活用して、地域産業の持つ技術や立地情報の発信を行っているほか、企業や人材のデータベース化も進めており、総合的な情報共有の場の整備が必要になっています。
- ・情報化に対する企業の期待としては、「企業間取引や行政手続のオンライン化」が最も多く、次いで「企業間同士の互助による効率化」等が挙げられており、これらを支援することが求められています。
- ・企業が本市に期待する支援策としては、情報化を担う人材育成、資金融資・補助等が多く挙げられており、支援策の拡充が望まれます。
- ・少子高齢化や団塊の世代の退職等に伴い、シニア人材の活用が地域の課題となっており、働く意欲のあるシニア人材と地域企業のマッチング等をインターネット等により実現することが期待されます。
- ・インターネットを活用することで、従来より幅広い身体障害者等の社会参加が可能になってきており、このような機会の拡大が求められています。
- ・インターネットでの電子的な入札は、既に一部の調達において開始しており、その拡充が期待されています。



出典：川崎市「平成16年度 情報化基本計画基礎調査 調査結果報告書」

図 5-1 企業が 10 年後の「高度情報化都市かわさき」に期待すること



出典：川崎市「平成16年度 情報化基本計画基礎調査 調査結果報告書」

図 5-2 本市に期待する支援策

(2) 施策の基本方向

集積した先端産業を中心とした企業ネットワークを形成し、連携や協働から新たな付加価値の創造、イノベーション⁸を図ることで、国際的な競争力の向上を目指します。

このような国際的な競争力の向上を図るため、産業活動に係る情報流通を地域内外で効率的かつ容易に行うことができ、企業間の有機的な連携を促すような仕組みづくりを推進していきます。

まずは、先端産業が集積している川崎市の特性を活かし、産業交流の基盤となるホームページを整備することで、企業間連携、IT 関連企業が集積、地域内のイノベーション、起業等を更に推進し、地域の国際的な競争力の向上に結び付けます。

中小企業や商店街の IT 活用を促進することで、産業連携の裾野を広げます。

インターネットを介してデータベースの公開、検索機能の提供等により人材と企業のマッチングを推進することで、地域の優秀な人材、とりわけ地域に集積する先端産業の退職者等のシニア人材の地域での有効活用を支援します。また、関連団体と連携して、IT 関連分野における身体障害者等の就業支援を推進します。

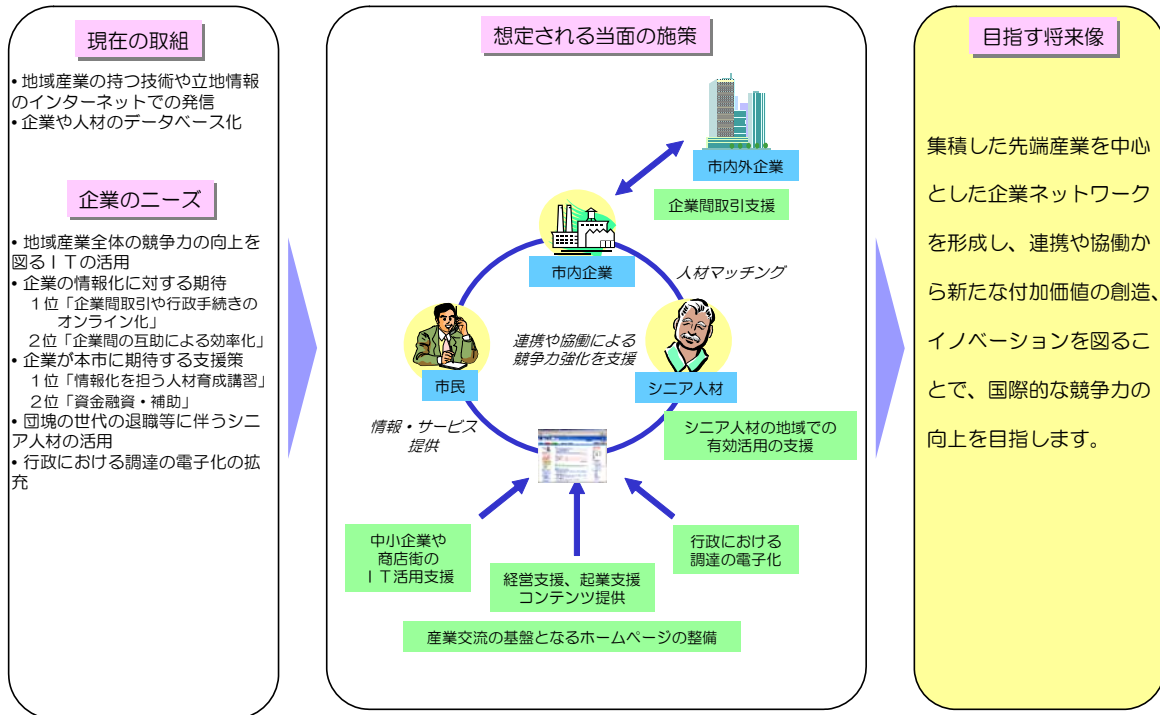
電子入札の対象の拡大を進め、公正性、透明性を高めるとともに、契約、納品、決済等、本市の調達に関する一連の業務の電子化を推進し、事業者にかかれた調達を行い、利便性の向上を図ります。

⁸ イノベーション：研究開発、生産方法の効率化、サービスの革新等、新たな製品やサービスを生み出す企業の活動を指します。

<想定される当面の施策>

- 産業交流の基盤となるホームページの整備
 - ・経営支援、起業支援コンテンツ提供、企業間取引支援
- 中小企業や商店街の IT 活用支援
- シニア人材の地域での有効活用の支援
- 行政における調達電子化

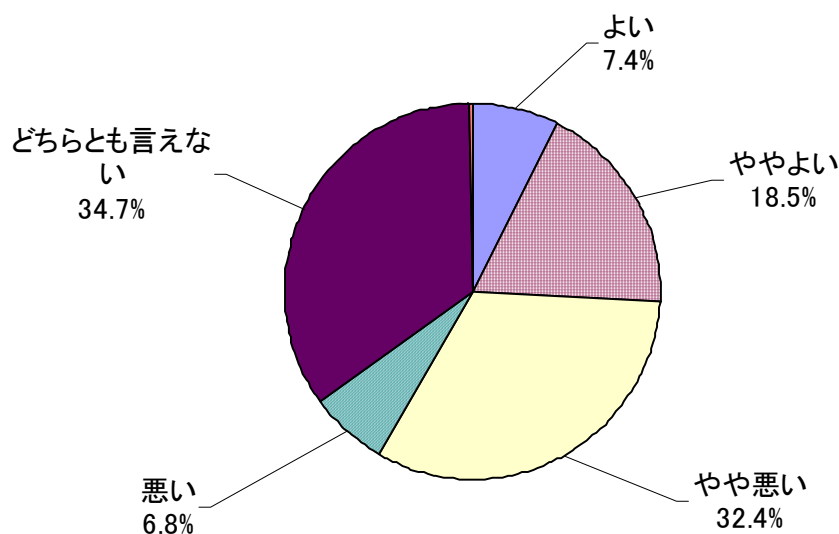
情報化による産業振興と人材の有効活用のイメージ



2 情報化によるシティセールスの推進

(1) 現状と課題

- ・都市（地域）のイメージ向上を図り、地域への愛着・市民としての誇りや一体感を醸成するため、川崎市ならではの魅力や活力の創出とその情報発信を両輪とした「川崎市シティセールス戦略プラン」を策定しました。このプランでは、情報発信媒体の一つとしてインターネットを位置付けており、本市のホームページにおいても「シティセールス（川崎の魅力・音楽のまちづくり）」や「観光情報」等のメニューが設定されていますが、今後は、企業、NPO 等、多様な主体と連携し、様々な情報を総合的に発信することが求められています。



出典:「川崎市シティセールス推進調査報告書」—他都市の市民から見た川崎のイメージ調査—
図 5-3 他都市の市民から見た川崎市のイメージ調査結果

(2) 施策の基本方向

都市（地域）や企業が持つ魅力やポテンシャル、技術を多様な情報発信媒体を活用してアピールすることで、市民や企業を誘引し、様々な主体がそれぞれの立場から参加し、一体感のあるまちづくりを進めること、また国内外における都市イメージの向上を目指します。

このような都市イメージの向上を図るため、「産業」、「文化芸術」、「スポーツ」、「自然」等の各分野において川崎市が有する様々な魅力や地域資源に関する情報を、インターネット等を活用して積極的に発信し、シティセールスを推進します。

産業に関しては、地域企業が有する製品や技術を広くアピールし、企業の取引拡大を支援するだけでなく、外国語による情報発信を強化し、海外企業との技術交流等の促進を支援します。

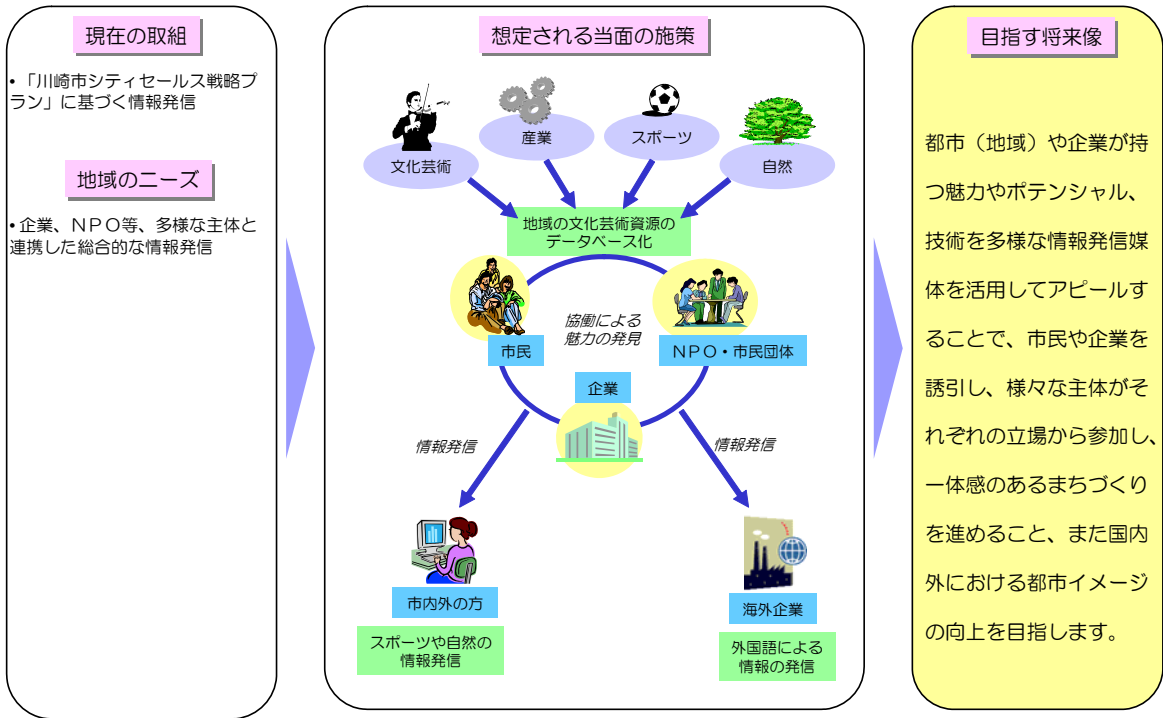
地域が有する音楽、映像等の文化芸術資源を電子化し、インターネットから閲覧できるようにすることで、地域文化に対する理解を促すとともに、新たな魅力をアピールします。

試合や旬の風景等のスポーツや自然に関する情報をインターネットで配信することなどにより、多くの市民や市外・海外の方々に川崎市の魅力を発信します。

<想定される当面の施策>

- 外国語による情報の発信
- 地域の文化芸術資源のデータベース化（再掲）
- スポーツや自然の情報発信

情報化によるシティセールスの推進のイメージ



第6章 行政運営の高度化を図る情報化

1 情報化による市民参加の行政運営

(1) 現状と課題

- ・市民ニーズの多様化、少子高齢化等の環境変化に的確に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するため、分権協働社会にふさわしい新たな自治の仕組みづくりが求められています。
- ・本市では、市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則とした「川崎市自治基本条例」を制定しています。同条例に基づいた市民参加の仕組みづくりを進めており、市民本位の考え方に基づいた拡充が求められています。
- ・既に手紙、ファックスに加えホームページでも市長への手紙を受け付ける等の広聴活動を行っていますが、インターネット上で双方向の情報交換が行える場の整備が求められています。

(2) 施策の基本方向

市民、企業、NPO、市民活動団体等がまちづくりに積極的に参加し、インターネット等を活用した新たな自治のあり方を提示できる市民参加の行政運営を目指します。

このような行政運営を実現するため、川崎市自治基本条例に基づいた市民参加及び協働の仕組みづくりを、インターネットの双方向機能や様々な情報通信技術を活用することで推進していきます。

まずは、電話・ファックス・電子メール等を活用した市民の総合的な窓口となる総合コンタクトセンターや、区役所等の身近な窓口を基点としたオンラインコミュニティ等の双方向の意見交換の場を整備することで、時間や場所の制約を超えた市民参加を推進します。

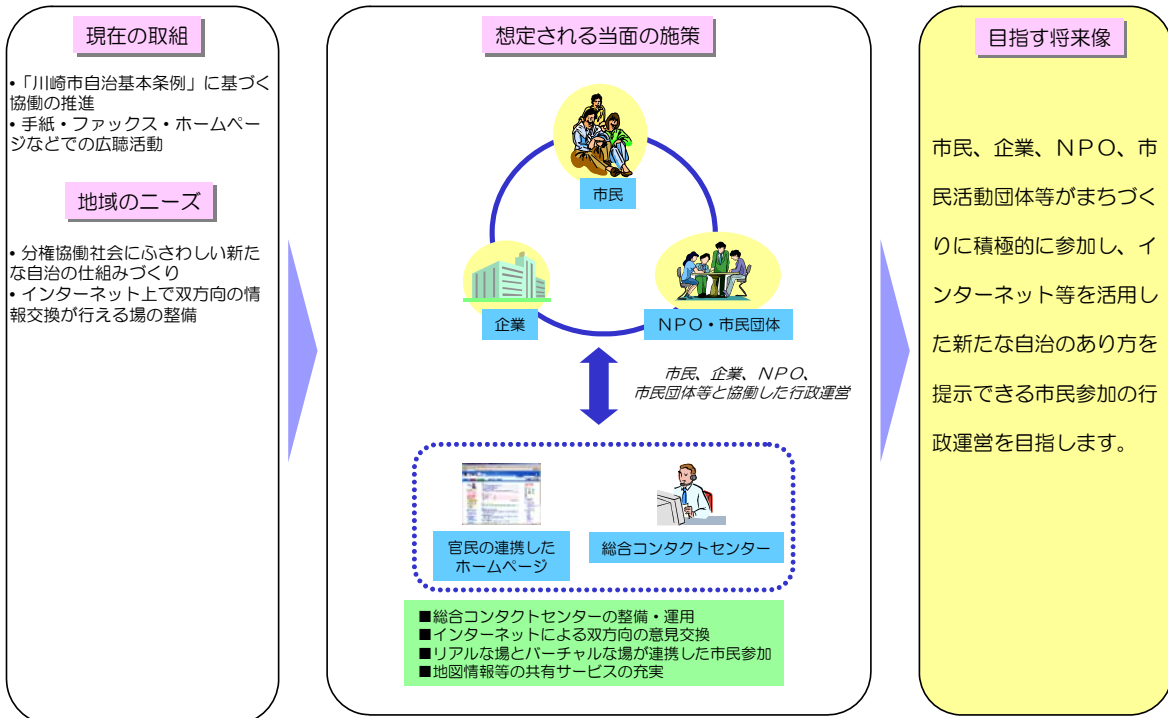
また、インターネットを介したバーチャルな市民参加と、町内会、自治会等のリアルな市民参加の連携を図り、相乗効果による質の高い分権協働社会の形成を目指します。

市民参加を容易にするために、市民活動団体やNPO等が集めた地域の情報や行政の情報等を一体的に見ることができる地図情報等の共有サービスを充実させ、市民と協働した効果的なまちづくりが進められる仕組みづくりを進めます。

<想定される当面の施策>

- 総合コンタクトセンターの整備・運用
- インターネットによる双方向の意見交換
- リアルな場とバーチャルな場が連携した市民参加
- 地図情報等の共有サービスの充実

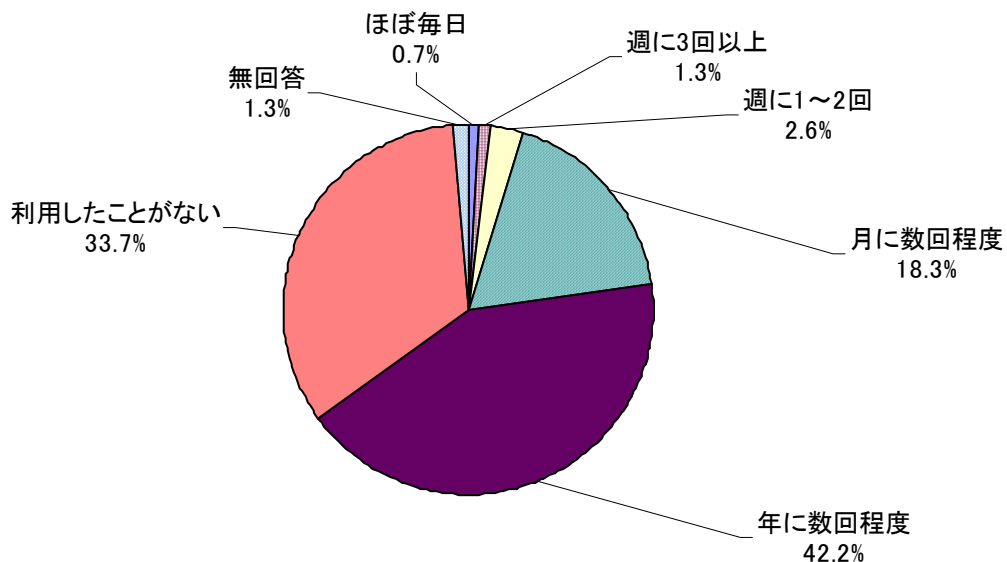
情報化による市民参加の行政運営のイメージ



2 情報化による透明性の高い行政運営

(1) 現状と課題

- ・本市では、公正かつ民主的な市政を確立するために制度化している「川崎市情報公開条例」において公文書の開示等の規定を定めています。現在、公文書の開示請求を窓口、郵便、ファックスだけでなく、インターネットでも受け付け、公文書目録もインターネットで公開していますが、今後もこの条例の趣旨を踏まえた情報提供環境の充実が求められています。
- ・市政に関する調査結果や事業計画の掲載、議会会議録の検索や議会中継、外国語や携帯電話に対応した情報発信、子ども向けのホームページの作成等、インターネット上で多様な情報提供を既に行っています。今後も、利用者に応じた情報提供や、技術動向に応じた情報発信方法の改善等に継続的に取り組む必要があります。
- ・本市のホームページの利用頻度に関しては、利用したことがない人が3割以上であり、年に数回程度の利用者と合わせて4分の3以上になります。ホームページ利用者の裾野の拡大が求められています。



出典：川崎市「平成16年度 情報化基本計画基礎調査 調査結果報告書」

図6 本市ホームページの利用頻度

(2) 施策の基本方向

IT を活用した情報公開の拡充を推進するとともに、市民が行政情報に接する様々な機会を創出することで、透明性の高い行政運営を目指します。

このような透明性の高い行政運営を実現するため、本市の情報を市民が容易に入手できるよう、多様なメディアでの案内・提供を推進していきます。

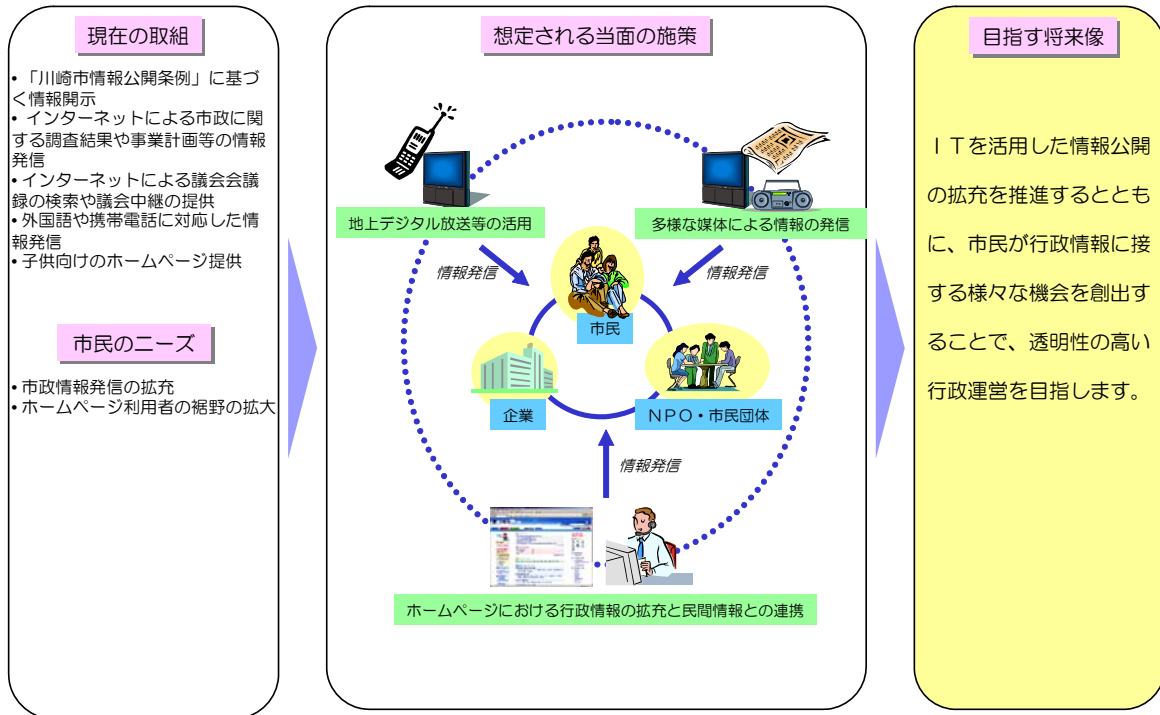
まずは、市民参加を促すため、あるいは市民の情報ニーズを満たすため、本市が持つ情報を可能な限りインターネットを介して発信、公開します。また、発信した情報ができるだけ多くの市民の目に触れるよう、市民交流の基盤となるホームページや民間情報等との連携を進め、利用者数の拡大を図ります。

市民が個々にとって利便性の高い方法で行政情報を入手できるよう、インターネット、広報誌、テレビ、ラジオ等の多様な媒体からの行政情報の発信を行うとともに、地上デジタル放送等の新たな技術の活用について検討を進めます。

<想定される当面の施策>

- ホームページにおける行政情報の拡充と民間情報との連携
- 多様な媒体による情報の発信
- 地上デジタル放送等の活用

情報化による透明性の高い行政運営のイメージ



3 情報化による行政事務の効率化・高度化

(1) 行政事務の効率化の推進

ア 現状と課題

- ・財政の健全化を図るため、行財政改革の継続的な取組が必要です。
- ・行財政改革の柱である「行政体制の再整備」や「市民サービスの再構築」を実現するためには、迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供が必要であり、情報システムの有効活用や広告事業等と連携し、運営収入等を意識した情報システムの整備が必要です。
- ・本市では情報システムを用いた業務の効率化、高度化を進めており、近年では、行政文書の電子化と合わせて決裁業務も電子化し、行政文書に係る事務の効率化、ペーパレス化等を実現しています。しかしながら、システム化されていない業務も一部に残っていると同時に、老朽化が進んでいる情報システムも存在します。そこで、全体最適化を考慮しつつ、システム化の範囲を拡大したり、既存システムの刷新を行うことが望まれます。
- ・行政手続等のオンライン化は、市民の利便性を高めるだけでなく、窓口業務の軽減等、内部事務の効率化にも寄与する側面があり、市役所内の業務処理システムとの連携が課題として挙げられます。
- ・情報システムによる業務の効率化が進む一方、情報システムの数が増えることで、その運用管理に係る費用や労力が増大しており、厳しい財政状況の中、費用の低減、業務の効率化が求められています。

イ 施策の基本方向

IT を活用した事務の効率化を継続的に推進することで、その費用対効果を最大化するとともに、多様な市民・企業ニーズに対応した行政サービスの充実と安定した行財政運営の両立を目指します。

このような効率的な行政運営を図るため、業務や組織を考慮した最適な情報システムの活用を進めるとともに、市全体としての無駄のない経営的視点での最適な運用を推進していきます。

まずは、最新の情報システム等の可能性を踏まえ、業務の抜本的な見直し（BPR⁹）や組織改革を推進することで、より効率的かつ効果的な行政事務の遂行を実現します。例えば、インターネットで受け付けた申請等を関連する様々な情報システムと連携し、市役所内での事務処理の効率化・迅速化を図ります。

まだシステム化していない事務に関しては、費用対効果等を考慮してシステム化を

⁹ BPR：Business Process Reengineering の略。業務プロセスを既存の組織や枠組みにとらわれず白紙から再設計し、業務のスピードを飛躍的に高める手法を指します。

推進します。また、レガシーシステム等、既存の情報システムが老朽化し、効率の低下を招いている場合には、他の情報システムとの関連性や全体的な最適化を考慮しつつ、システムの刷新を順次進めていきます。

情報システムの増加に伴って肥大化している費用や運用業務について、全体的な最適化の観点から、システム統合や民間へのアウトソーシング、広告等の運営収入、あるいは他の自治体との共同開発等を視野に入れ、個々のシステムを見直すことで効率化を図ります。

<想定される当面の施策>

- BPR、組織改革と三位一体となった情報システムの整備
- 情報システム間の連携
- 情報システムの統廃合
- 情報システムのアウトソーシング
- レガシーシステムの見直し
- 他の自治体との共同開発

(2) 行政事務の高度化の推進

ア 現状と課題

- ・定型的な業務が効率化する一方、多様な市民ニーズ、地域間競争、少子高齢化等、多様な地域課題に対応するため、非定形的な業務における知的生産性の向上が行政職員に求められています。
- ・市役所内では既に情報通信ネットワークを整備し、情報共有を進めていますが、最新技術の活用による、より高度な情報共有や「知」の創出が必要となっています。
- ・市役所内の知的資源だけでは限界があり、インターネット等を活用した外部からの情報収集、外部との連携等によって知的生産性を高める必要があります。

イ 施策の基本方向

市役所内外との情報共有を通じて知的生産性を高め、より質の高い行政サービスの提供を目指します。

このような質の高い行政サービスの提供を図るため、川崎市を取り巻く多様な環境や地域の課題をよりの確に捉え、より効果的な施策を展開できるような知識創造の仕組みづくりを推進していきます。

まずは、行政事務において知的生産性を高めるため、市役所内外における情報共有を推進し、共有した情報が「知」の創出に結び付くナレッジマネジメント¹⁰の仕組みの

¹⁰ ナレッジマネジメント：業務の流れの中で関連する知識を書式的に蓄積・共有・活用し、知識を経営資源の一つとして管理することで、知的生産性を高める仕組みを指します。

整備を進めます。

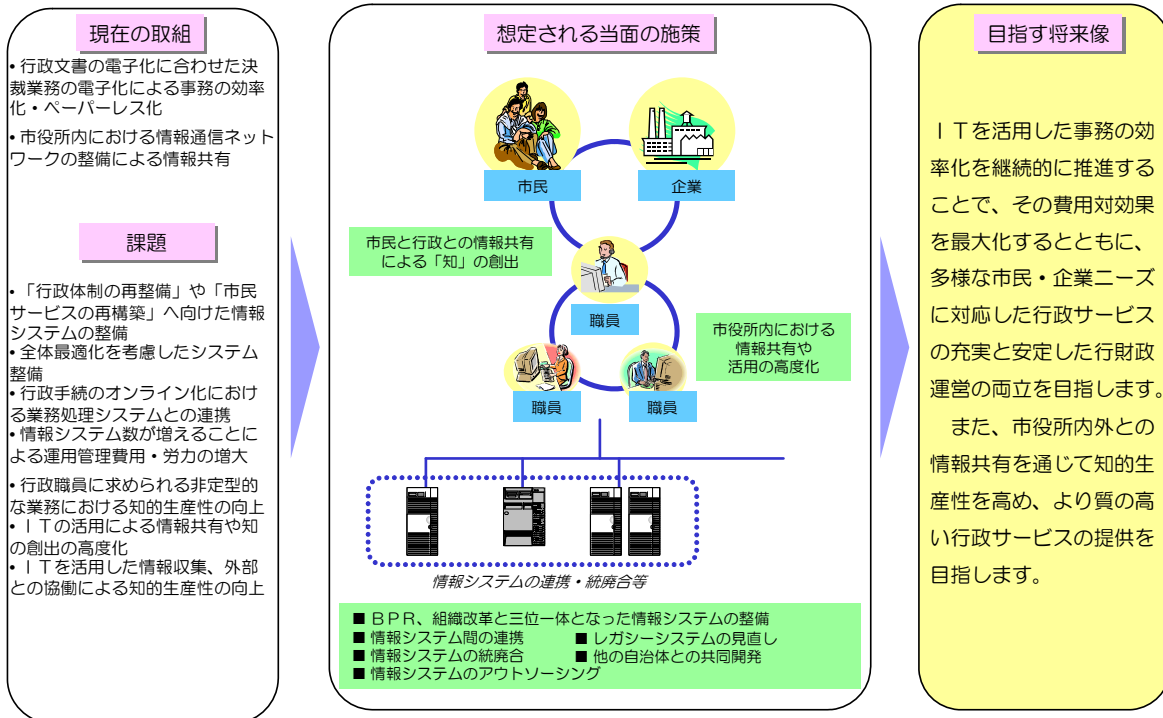
この仕組みで、より容易な情報の蓄積や参照、より精度の高い情報検索等を実現していきます。また、オンラインコミュニティ等において市民と職員がコミュニケーションを図ること、あるいは総合行政ネットワーク（LGWAN）¹¹等を介して他の行政機関と情報共有を図ることで、「知」の創出を目指します。

< 想定される当面の施策 >

- 市役所内における情報共有や活用の高度化
- 市民と行政との情報共有による「知」の創出

¹¹ LGWAN：Local Government Wide Area Network の略。地方自治体間を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞が関 WAN とも接続する広域的でセキュリティの高い行政ネットワークを指します。

情報化による行政事務の効率化・高度化のイメージ



第7章 情報化を支える仕組みづくり

1 情報化の推進体制の整備

(1) 行政における推進体制の機能強化

ア 現状と課題

- ・市役所内の情報化にあたって従来から情報化施策の事前評価等を実施しています。今後は、評価に加え、情報化施策を組織横断的に意思決定する機能が求められています。
- ・個々に運用されている情報システムを安定的に管理する外部からの専門組織の確保が必要です。
- ・情報システムの増加に伴い、その運用管理等に係る業務が増えてきており、これを効率的に処理する体制の整備が望まれます。

イ 施策の基本方向

情報化を取り巻く複雑な環境変化に総合的かつ効率的に対応できるよう、市役所内の推進体制の機能強化を進めます。

このような推進体制の機能強化を図るため、環境変化に則した組織的あるいは人的機能の整備や、情報環境の整備における民間サービスの最適な利用を推進していきます。

まずは、多数の情報システムが導入されていることや急速な技術革新等に伴い、必要な知識が多様化していること等を考慮し、情報化を統括できる機能の整備、外部組織の活用等により、情報システムの効率的な活用を実現できる組織体制の最適化、充実に進めます。

アウトソーシングや ASP¹²の活用、情報システムの集中管理等を含め、業務特性に応じた最適な運用を進めます。

<想定される当面の施策>

- 情報化を統括できる機能の整備
- 専門知識を有する外部組織の活用
- 情報システムの最適化（アウトソーシング、集中管理等）

¹² ASP：Application Service Provider の略。各種業務用ソフト等のアプリケーションソフトをインターネットのデータセンター等において運用し、インターネット経由でユーザー（企業等）が利用できるようにするサービス提供者を指します。

(2) 地域情報化を進める協働と連携

ア 現状と課題

- ・川崎市には、多数の IT 関連企業が立地しているほか、情報化推進に係る NPO が複数設立されています。このような情報化に関連した多様な主体が協働により地域の情報化を推進することが望まれます。

イ 施策の基本方向

地域の多様な主体により適切な役割分担による協働のもと地域情報化を推進し、地域コストの削減を目指します。

このような地域における情報化の推進を図るため、情報化に係る多様な主体が連携し、協働を育むことができる仕組みや場の形成を推進していきます。

まずは、地域の情報化を推進する上で、NPO や市民レベルでの取組も進んでいること、地域に立地する IT 関連企業の CSR としての取組も期待できること等を考慮し、これらの多様な主体と行政が適切な役割分担の中で、協働により相乗効果による効率的な情報化を推進し、地域コストの削減を目指します。

教育、防災等、行政が地域の情報化を担う部分もありますが、市民生活に直結する情報サービス等の多くは民間主導で発展してきました。このような地域の情報化に関しては民間活力が最大限に発揮されるよう、環境整備や支援を進めます。

<想定される当面の施策>

■地域の多様な主体における適切な役割分担による協働

2 情報化に係る制度等の整備

(1) 現状と課題

- ・IT の活用は様々な利便性をもたらす反面、情報漏えいや改ざん等の危険性を高める可能性があり、技術面だけでなく、制度面の整備が必要不可欠です。また、IT の活用によって仕組みそのものが変化することもあり、その際には、仕組みを規定していた制度を見直すことが必要になります。
- ・本市では、個人情報の適切な保護、情報公開の推進を図るため、「川崎市個人情報保護条例」や「川崎市情報公開条例」を制定しており、その厳格な運用や、社会環境変化を踏まえた継続的な見直しが求められます。
- ・一連の情報セキュリティポリシー¹³として、基本方針と対策基準を定めていますが、各情報システムにおける具体的な対策・規定の整備が必要です。

¹³ 情報セキュリティポリシー：組織の情報資産を守るためにすべての職員が従うべきルール。情報セキュリティに対する目標と、その目標を達成するために職員がとるべき行動が記載されます。

- ・既に情報システムの評価を制度化し、既存の情報システムの見直しや新たに整備する情報システムの精査等を行っており、その継続的な実施が望まれます。
- ・情報システムに係る業務プロセスを個々の職員が着実に遂行できるよう、基本的な方向性をとりまとめた情報システムの開発方針を示すとともに、開発、運用等のプロセスに関するガイドラインを整備し、それに基づく運用を行っています。このような開発方針やガイドラインを定期的に見直すことが不可欠です。

(2) 施策の基本方向

環境変化に即した情報化施策の適切な実施を促し、効果の最大化を図ることができるよう、制度面の最適化を目指します。

このような制度面の最適化を図るため、情報通信技術や法律、あるいはその影響等を十分に検討し、情報化施策に寄与する制度等の整備、見直しを推進していきます。

まずは、情報化施策において、適切な利用を促進するために必要な制度の整備を進めます。また、国レベルにおける情報化に関する法律等に対応した制度の整備及び適正な運用を図ります。

オンラインコミュニティでは、適正な運営がなされるよう、利用のためのルールづくりを進めます。また、行政手続の電子化に合わせて、対面や紙によるサービスを基本にした従来の制度の見直しを進めます。

情報セキュリティポリシーに関しては、個人情報保護条例等の関連制度と整合を図りつつ、情報化社会の進展に伴う情報セキュリティに対する脅威等を考慮し、適切な対策が取られるよう定期的に評価し、見直しを行います。また、情報化施策を定期的に評価し、社会環境の変化に即した施策の最適化を推進します。

<想定される当面の施策>

■新たな制度整備

- ・オンラインコミュニティのルールの整備
- ・手続やサービスの電子化、オンライン化に対応した制度の見直し等

■既存制度の継続的な見直し

- ・情報セキュリティポリシー等

■情報化施策の定期的な評価

3 情報通信基盤の整備と新技術の活用

(1) 市役所内の情報通信基盤の整備と新技術の活用

ア 現状と課題

- ・下水道暗きょに敷設された光ファイバーを活用して市役所、区役所、支所等を結ぶ川崎市地域情報通信基盤ネットワークを整備しており、その高速化等が課題として挙げられます。
- ・情報通信ネットワークは、業務の特性や技術の違いから基幹系ネットワーク、業務系ネットワーク、情報系ネットワークの三つに分かれており、基幹系・業務系ネットワークと情報系ネットワークは相互に接続していません。効率的な運用を図るためには十分なセキュリティを確保した上で、ネットワークの統合化を進める必要があります。
- ・外部との接続回線としては、他の行政機関と情報の連携を図るため、住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN と接続しているほか、市民との情報共有、職員の情報収集等のためインターネットにも接続しており、円滑な情報通信が確保できるよう、継続的な見直しが必要です。
- ・職員が利用するパソコンは、業務上必要とする職員に対して一人に 1 台の配備が必要です。
- ・情報システムの導入にあたっては、各部門での情報処理機能の重複のない効率的な調達が求められています。
- ・情報通信におけるセキュリティを確保するため、利用者やサービスの提供者が確かに本人であることを証明する認証基盤を整備しています。また、市役所内ネットワークでは、情報システムを利用する職員が本人であることを確認するため指紋等を活用した認証を行っています。情報システムやネットワークのセキュリティを確保するため、これらの技術の更なる活用が望まれます。
- ・エコオフィス計画の一環として、情報通信機器のグリーン購入¹⁴を行っているほか、情報の電子化によるペーパーレス化を進めており、情報通信基盤においても環境負荷の軽減への取組が期待されます。

イ 施策の基本方向

情報化施策、あるいはそれによる行政サービスの提供等がより安定的、効率的に行えるよう、市役所内の情報通信基盤の最適化を目指します。

このような市役所内の情報通信基盤整備の最適化を図るため、社会環境の変化を踏まえた市役所内の情報通信基盤の見直しや、先進技術の活用を推進していきます。

まずは、情報システムの増加、業務におけるインターネット利用の拡大等の環境変

¹⁴ グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

化に対応するため、市役所内の情報通信ネットワーク及び外部接続回線を必要に応じて高速化していきます。また、セキュリティレベルに応じた最適なネットワーク環境の充実を図ります。

世界的なインターネットの普及・拡大に応じた新たな識別番号（IPv6¹⁵）への移行を、企業や他の行政機関の動向を踏まえて進めます。

複数の情報システムにおいて共通する機能を一元化することで費用削減を図ります。

グリーン購入やペーパーレス化を継続的に進め、更なる省エネルギー環境を目指します。

<想定される当面の施策>

- 市役所内の情報通信ネットワークの高速化
- 外部接続回線の高速化
- 市役所内ネットワークの新たな識別番号（IPv6）への対応
- 情報システム共通機能の一元化

（２）地域の情報通信基盤の整備と新技術の活用

ア 現状と課題

- ・市域全体でブロードバンドサービスが提供されており、通信サービスにおける地域内の格差の問題はほとんどありません。通信サービスの高速化は、無線分野を含め更に進むと予想され、このような市民を取り巻く環境変化を踏まえた情報化の推進が望まれます。
- ・公共施設の利用予約が可能な市民利用端末を公共施設等、複数箇所に設置しており、それ以外の市民利用端末もいくつかの施設に設置されています。今後は、端末機能の拡充が求められます。
- ・緊急時の連絡に用いる防災行政無線や消防・救急無線ではデジタル化が課題として挙げられます。
- ・学校では、文部科学省の示した整備基準に基づく情報環境の整備が求められています。
- ・インターネット、携帯電話だけでなく、現在、普及が進んでいる非接触型 IC カードも地域の新たな情報通信基盤となる可能性があります。また、IC タグも注目を集めており、様々な分野における実証事業が進められています。更に、ロボット技術の開発も近年目覚ましく、従来の産業分野での活用だけでなく、家庭用ロボットの開発が進んでいます。このような技術動向を踏まえて地域の情報化を推進することが必要です。

¹⁵ IPv6：Internet Protocol Version 6 の略。現行のインターネットプロトコル(IP)である IPv4 の将来的なアドレス枯渇に対応するために改良された新たな IP です。

イ 施策の基本方向

公共施設等を中心に情報環境の整備を進めるとともに、先進技術を適切なタイミングで活用していくことで、市民が IT の恩恵を実感できる環境づくりを目指します。

このような環境づくりを図るため、市民が利用できる情報通信機器やそれをネットワーク化する情報通信ネットワークの整備、あるいは技術評価等に基づく最適なタイミングでの先進技術の導入を推進していきます。

まずは、インターネットにおける情報格差に配慮し、より多くの市民が利便性を実感できるように、図書館、市民館等の施設における情報収集・提供機能の拡充や、市民利用端末等のインターネット利用環境の充実を進めます。

双方向機能やデータ通信機能を活用して災害時において情報の収集・伝達を確実にできるよう、防災行政無線や消防・救急無線のデジタル化¹⁶を推進します。

携帯電話向けの地上デジタル放送や高速無線通信技術等について、技術動向や普及動向を考慮しつつ、多様な分野での活用について検討を進めます。

市立学校において校内の情報環境を拡充するとともに、学校間のネットワーク及びそのネットワークからのインターネット接続回線の高速化を図ります。

IC カードの普及を踏まえ、市民の利便性の向上を図るため、川崎市の公共交通をはじめとした多様な分野で IC カードの活用を推進します。

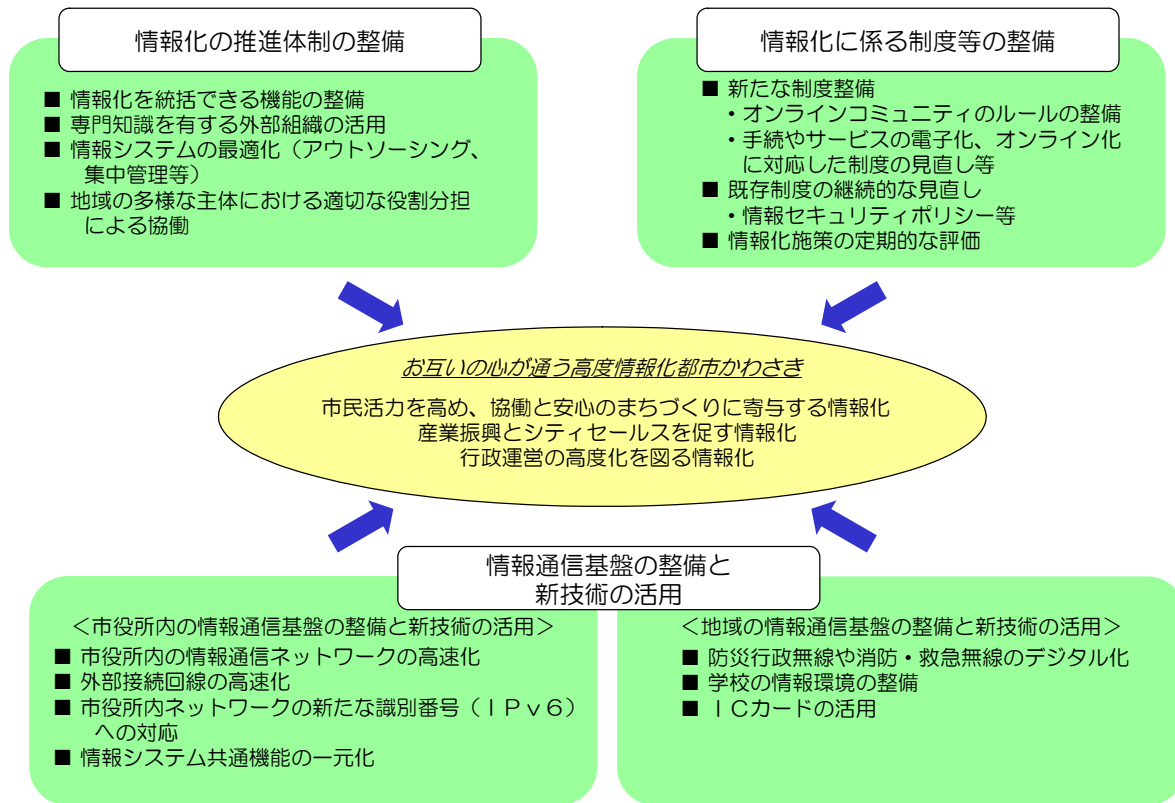
IC タグやロボットに関しては、技術動向、公共性等を考慮し、その活用の検討を進めます。

<想定される当面の施策>

- 防災行政無線や消防・救急無線のデジタル化（再掲）
- 学校の情報環境の整備（再掲）
- IC カードの活用

¹⁶ 無線のデジタル化：「e-Japan 重点計画- 2004」においても、おおむね 2016 年度を目途に消防・救急無線のデジタル化を図るとともに、市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化を進めることが目標として示されています。

情報化を支える仕組みづくりのイメージ



第8章 情報化推進における留意事項

1 市民満足度の重視

- ・総合コンタクトセンター、官民協働のホームページ等、多様な手段により市民の意見等を収集するとともに、これを分析することで市民ニーズの変化を的確に捉え、迅速に情報化施策の内容に反映します。
- ・市民に対して一方的に情報サービスを提供するだけでなく、市民のニーズに合わせたサービスを提供し、市民の満足を高めるための仕組みづくりを進めます。

2 セキュリティの確保

- ・個人情報の保護や不正アクセスの防止等を図るため、情報セキュリティポリシーに則して各情報システムに適切なセキュリティ対策を実施します。
- ・人的な側面においても情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、技術、制度等の社会環境の変化を踏まえた定期的な評価、見直しを実施します。
- ・職員だけでなく、委託先の事業者等も含めたセキュリティ対策の徹底を図ります。

3 個人情報や知的財産権への配慮

- ・個人情報の漏えい等が起こらないよう保護するとともに、個人情報の適正な管理が行われるよう職員への継続的な啓発を行います。
- ・知的財産権を適切に保護するとともに、開発した情報システム等の知的財産権の活用を積極的に推進します。

4 市民・企業との協働の重視

- ・IT関連企業が多く立地する地域特性を活かし、民間活力の有効利用を図ります。
- ・情報化に関連したNPO、IT関連企業、情報化に興味のある市民等、多様な主体と行政が適切に役割分担を行い、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- ・情報化を担う各主体がそれぞれの強みを引き出せるよう、それぞれの主体をコーディネートする機能を整備するとともに、制度や支援の仕組みを用意します。

5 情報格差の是正

- ・インターネットや市民利用端末を活用したサービスでは、JIS規格等を踏まえ、できるだけ多くの方が容易に利用できるようアクセシビリティ¹⁷に配慮します。
- ・市民利用端末を設置したり、紙、電話、ファックス等でも同様のサービスを提供する等、情報通信機器を持っていない市民や企業にも配慮し、代替手段を提供します。

¹⁷ アクセシビリティ：すべての人がほぼ同じ労力や負担によって同じ質や量の情報を得ることが（情報にアクセス）できる状態を言います。

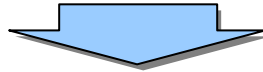
6 全体最適化の重視

- ・ 情報システムを単に導入するのではなく、業務や組織の見直しと合わせた検討を行うことで、情報システム、業務、組織の最適な組合せを実現し、最大の効果を創出します。
- ・ 情報化施策を個々に推進するだけでなく、施策間の関係性等を十分に考慮することで重複や無駄をなくし、全体としての施策の最適化を図ります。
- ・ すべてを行政機関が行うのではなく、多様な推進主体と適切に役割分担を行うことで、効率的な情報化を推進します。

資料編

1 第2次情報化基本計画の策定の流れ

平成16年度 川崎市情報化戦略会議の設置及び
高度情報化都市かわさきに向けた討議
第2次情報化基本計画の策定に向けた基礎調査の実施
(市民アンケートの実施、情報化の技術動向等の調査)



「お互いの心が通う高度情報化都市かわさき」の実現に向けた提言
(提言に関する報告書の概要はP60のとおり)
基礎調査報告書の作成

平成17年度 第2次情報化基本計画素案の作成



第2次情報化基本計画素案に対する市民意見の募集



市民意見を反映した第2次情報化基本計画案の作成



川崎市情報化戦略会議からの助言



第2次情報化基本計画の策定

2 第2次川崎市情報化基本計画の策定の経緯

(1) 川崎市情報化戦略会議における平成16年度の検討経緯

開催日時		主な検討内容
第1回	平成16年 5月21日(金)	・川崎市の現状説明
第2回	6月3日(木)	・地域でニーズとシーズのマッチするポータルサイトとは
第3回	6月30日(水)	・川崎市企業・市民ポータルサイトの要件
第4回	7月9日(金)	・企業ポータルサイトの仕組み ・住民との接点を拡大するためのコンタクトセンターとは
第5回	7月23日(金)	・市民・企業ポータルサイトの仕組み ・川崎市コンタクトセンターの要件
第6回	8月4日(水)	・企業・市民ポータルサイトの仕組み ・中間報告書の骨子
第7回	8月25日(水)	・川崎市産業振興財団の事業展開について ・中間報告書の作成について
第8回	9月8日(水)	・中間報告書のとりまとめについて
第9回	11月17日(水)	・川崎市の情報化の将来像について
第10回	12月10日(金)	・ユビキタス社会の実現を支えるさまざまな技術とその活用 ・安心して安全なIT社会の実現に向けて
第11回	平成17年 1月13日(木)	・ユニバーサルデザイン・デジタルデバイドへの対応 ・IT化によりみんなで支える社会の実現
第12回	1月26日(水)	・IT化の進展に伴う行政のあり方
第13回	2月16日(水)	・ICTの進展に伴う行政のあり方
第14回	3月18日(金)	・ICT社会における市民と企業の役割について ・提言に関する報告書の作成

(2) 川崎市情報化戦略会議における平成17年度の検討経緯

開催日時		主な検討内容
第1回	平成17年 6月8日(水)	・提言内容の具体化に向けた課題の整理
第2回	7月6日(水)	・第2次情報化基本計画のビジョン及び構成について
第3回	7月28日(木)	・第2次情報化基本計画素案について
第4回	8月30日(火)	
第5回	10月12日(水)	
第6回	平成18年 1月17日(火)	・市民意見募集の結果及び基本計画への反映
第7回	3月15日(水)	・第2次情報化基本計画について

3 川崎市情報化戦略会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 日進月歩で進展する情報通信技術の世界において、川崎市の向かうべき情報化社会の姿を明らかにし、その中で果たす行政の役割を明確化するとともに、その実現に向けて計画的かつ効率的な取り組みを本市に提言する組織として、「川崎市情報化戦略会議（以下「戦略会議」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果をまとめ、本市に提言する。

- (1) 高度情報化都市の実現に関すること。
- (2) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 戦略会議の委員は、7名以内とし、企業代表者で構成する。

(委員長)

第4条 戦略会議に委員長を1名置き、前条第2項の委員から互選する。

2 委員長は会務を総理し、戦略会議を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として本要綱の施行の日から平成18年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて戦略会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、総務局情報管理部システム企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、委員長が戦略会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

4 川崎市情報化戦略会議委員名簿

(順不同)

	氏名	所属
委員長	高村 茂	株式会社日本総合研究所 研究事業本部 上席主任研究員
委員	河合 正人	富士通株式会社 コンサルティング事業本部 シニアマネージングコンサルタント
委員	土居 吉和	日本電気株式会社 第一ソリューション事業本部 官庁ソリューション推進部 エキスパート
委員	穴山 泉	株式会社日立製作所 公共システム事業部 首都圏システム第3部 部長
(前任)	甲斐 隆嗣	株式会社日立製作所 公共システム事業部 電子自治体ソリューション統括部長
委員	松野 稔	東芝ソリューション株式会社 官公情報システム事業部 公共情報システム技術部 参事
(前任)	掛札 栄昭	東芝ソリューション株式会社 官公情報システム事業部 公共情報システム技術部 担当部長
(前任)	向井 信正	東芝ソリューション株式会社 官公情報システム事業部 電子政府ソリューション部長
委員	権田 哲也	JFE スチール株式会社 東日本製作所 (京浜地区) 総務部
(前任)	根岸 雅幸	総務室長
委員	田中 逸郎	川崎信用金庫 システム部 部長
(前任)	福本 広幸	
オブザーバ	香川 裕一	株式会社日本総合研究所 研究事業本部 主任研究員

※所属及び役職は委員当時のもの

川崎市の新たな情報化ビジョン

【前提条件】

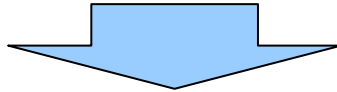
「いつでも、どこでもネットワークとつながる」高度情報化社会の到来

【社会の変化】

- ・ 少子高齢化社会の到来
- ・ 新たな自治単位の始まり
- ・ 協働社会の到来
- ・ 多様な価値観の定着

【川崎市の特長】

- ・ 最もブロードバンド化が進んだ地域
- ・ IT企業を中心とする研究開発組織の集積地
- ・ ITリテラシーの高い市民
- ・ 公害を克服した技術の集積地
- ・ 今後、急速に進む高齢化
- ・ 各要素のポテンシャルを活かしきれない通過都市



ビジョン1：川崎の持つ自然・文化・スポーツ・芸術コンテンツ等を活用し、市民の豊かな生活を支援する高度情報化都市の構築

ビジョン2：市民・企業の持つ知識・ノウハウがネットワークにより自由に交流・交換でき、容易に連携・協働して新たな付加価値を創造する高度情報化都市の構築

ビジョン3：個人の価値観・ライフスタイルを尊重し、市民からは住みたい、他地域の住民からは住みたいと思われる高度情報化都市の構築

ビジョン4：企業活動を支援し、川崎の企業が持つノウハウを内外にアピールし、他地域の企業が川崎に進出したいと思われる高度情報化都市の構築

ビジョン5：市民・企業が積極的にまちづくりに参加し、ネットワーク時代の新たな自治のあり方を提示できる高度情報化都市の構築

ビジョン6：限りのある人口、財源、土地等の条件を踏まえた持続可能なコミュニティ創造を実践する高度情報化都市の構築



情報化を推進するにあたっての視点

- ・ 最新技術の活用
- ・ 公共分野における新たなICT活用
- ・ 安心・安全な情報化の確保
- ・ 利用者の視点に立ったサービスの展開
- ・ 情報格差をつくらない多様な対応の確保
- ・ ICTを活用した地域コスト削減への挑戦
- ・ 民間企業群と連携した情報政策の推進
- ・ リアルとバーチャルの連携
- ・ 行政効率化の確保

ビジョンの実現に向けた施策の方向性

- (1) ネットワークを活用し、川崎の持つ自然・文化的資源を徹底的に共有し、アピール
- (2) 川崎の持つ自然・文化的資源を教育コンテンツとして活用し、教育ニーズの多様化と教育の機会均等確保に寄与
- (3) さまざまなアクセスチャネル、サービスチャネルを確保
- (4) 川崎の情報がワンストップで取れる仕組みを構築
- (5) 「WEBコミュニティ」で人の出会いの場を創出し、リアルコミュニティの活動を補完
- (6) 市民のライフスタイルを支援
- (7) 企業の情報受発信基盤を整備
- (8) 地域で人材を育成する仕組みを構築
- (9) 市民・企業が参加した協働の場を創出
- (10) 電子町内会等身近なコミュニティにICTを活用
- (11) ICTを活用した互助コミュニティを確立
- (12) 多くの主体が広く参画した施策の展開方法を確立
- (13) 地域コストを削減

ビジョン1：川崎の持つ自然・文化・スポーツ・芸術資源等を活用し、市民の豊かな生活を支援する高度情報化都市を実現するために

(1) ネットワークを活用し、川崎の持つ自然・文化的資源を徹底的に共有し、アピールする

川崎には、多摩川に代表される自然資源のほか、市がこれから重点分野として展開する音楽分野ではミュージア川崎があり、映像分野では、シネマコンプレックス施設も多く立地している。一方、本市は、もともと映画のロケも数多く、映像コンテンツとしてのポテンシャルも高いと考えられる。

また、スポーツ分野に目を転じれば、J1の川崎フロンターレのほか、社会人野球など企業の取り組みを含めれば各分野で目覚ましい活躍をしている。

我が国の中でも、これらの文化的コンテンツが充実している地域は数少ないと考えられる。

これら地域における文化・スポーツ・芸術の活動は、地域への愛着を醸成する源となるものであり、市民・企業・行政の一体感を形成する機会となるものでもある。

また、活動の裾野が広いことから、市民が参加・協働する分野としても、最も望ましい分野であると考えられる。

したがって、これらの情報・コンテンツについて、ブロードバンド・ネットワークを活用して市民が共有し、さらに付加価値のあるコンテンツを創出していくことが重要である。

(2) 川崎の持つ自然・文化的資源を教育コンテンツとして活用し、教育ニーズの多様化と教育の機会均等確保に寄与する

前述した川崎の自然・文化的資源を教育コンテンツとして活用するため、ICTを活用した次のような取り組みが考えられる。

- ・ 自然・文化的資源の現状をデジタルアーカイブ¹⁸として保存・蓄積し、いつでも利用可能なコンテンツとして整備
- ・ 自然・文化的資源の歴史的変化をデジタルアーカイブとして保存・蓄積し、いつでも利用可能なコンテンツとして整備
- ・ 多摩川の現状、ミュージア川崎でのコンサート等のコンテンツをリアルタイムでネットワーク配信

¹⁸ デジタルアーカイブ：有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管すること。

一方、学校間ネットワークを活用して、

- ・ 各校手作りの教材を共有
- ・ 複数校が連携して授業を実施
- ・ 児童・生徒の関心・興味に応じたテーマについて、ネットワークを活用して調査といった多様な教育現場での展開も考えられる。

さらに、ネットワークの活用は、集団生活が不得手な児童・生徒をはじめ、地域住民全体に学習の場を提供することを可能にすることから、学校教育、生涯教育の機会均等確保にも寄与できるものと考えられる。

ビジョン2：市民・企業の持つ知識・ノウハウがネットワークにより自由に交流・交換でき、容易に連携・協働して新たな付加価値を創造する高度情報化都市を実現するために

(3) さまざまなアクセスチャネル、サービスチャネルを確保する

高度情報化環境が整備された社会では、市民や企業が「必要な時に必要な情報を入手・発信」できることから、市民や企業、NPOなどの相互連携が現在よりも容易になると考えられる。一方で、今後は、身近なことを多面的に行うことができる必要があり、システム化されたから他の手段はなくす、ということではなく、ユーザーにとってのアクセスの手段を増やすという観点での情報化が求められる。

(4) 川崎の情報がワンストップで取れる仕組みを構築する

それぞれの主体の持つ情報・知識・ノウハウ等を円滑に交流させるためには、新たな地域ネットワークを活用した情報共有や合意形成を図る仕組みが必要となる。そのためには、例えば「かわさき」についてであればどのような情報にでもアクセスでき、かつ、ワンストップで情報の入手ができる「川崎ポータルサイト¹⁹」とでも呼ぶべき川崎関連情報の総合サイトを構築することが有効である。

さらに、これらの情報の受発信に際しては、市民・企業ニーズを的確に把握するとともに、行政には市民ニーズに対応した市民満足度の高い行政サービスを行う仕組みを形成することが求められる。また、生活シーンに即した生活支援情報を交流する仕組みの整備も必要となる。

¹⁹ ポータルサイト：ある情報を網羅的に検索し、情報の参照先を備えたホームページのこと。ポータルとは「入り口」という意味であり、あらゆる情報の入り口となるサイトを指す。

(5) 「WEBコミュニティ」で人の出会いの場を創出し、リアルコミュニティの活動を補完する

一方、市民同士がこれまで以上に活発にコミュニケーションを行い、お互いの持つ知見やノウハウを共有して活動ができるための仕組みとして、市民が自由に活用できるWEBコミュニティを構築し、現実の活動を補完する仕組みを整備していくことが望まれる。

ビジョン3：個人の価値観・ライフスタイルを尊重し、市民からは住み続けたい、他地域の住民からは住みたいと思われる高度情報化都市を実現するために

(6) 市民のライフスタイルを支援する

個人の価値観が多様化し、ライフスタイルも様々なものが登場する中、今後情報化の進展は、各個人が興味あることを深めていくことの出来る方向に進むべきであると考えられる。さらに、ここで用いられるICTが担う役割として、各個人の成長をサポートすることも期待されている。

また、本市として、シニアパワーを積極的に活用していこうという検討がなされており、今後、このような基盤が整備されていくことが望まれる。

本市においては、企業活動が活発であり、地域の経済活動を活性化する重要な役割を担っていることから、行政には企業活動を支援し、企業と市民とのかかわりの中で、とりわけ「市民の働き方支援」といった側面で、新たな働き方を提案していくような機能を果たすことが期待されている。

このような施策の方向性で展開することにより、市民からは「本市に住み続けたい」、他地域の住民からは「川崎に住みたい」と思われることが可能となると考えられる。

ビジョン4：企業活動を支援し、川崎の企業が持つノウハウを内外にアピールし、他地域の企業が川崎に進出したいと思われる高度情報化都市を実現するために

(7) 企業の情報受発信基盤を整備する

本市は、技術系企業の集約地としての特長があり、各社の取り組んでいる研究テーマ、公害の克服体験等、環境・情報技術の各種情報を内外に発信することに

より、異業種間、産業間のコラボレーション²⁰を生み出す仕組みが求められている。

また、これまでは企業規模の大小がICTの活用レベルに反映する傾向があったが、規模の大小にかかわらず、みな等しく情報を発信できる環境があれば、地域企業の情報をより効果的・効率的に発信することが可能となる。

さらに、この情報受発信基盤を活用して、いわば「川崎見本市」のような機能を持つことが効果的である。例えば、WEBを常設展、リアルの場を期間限定のもの、と位置付けて展開することにより、本市内の企業活動を広くアピールすることが可能となる。

このような施策の方向性で展開することにより、アジア圏から本市へ企業が進出する等、本市の持つ埋立地の空洞化・遊休地対策や、環境問題で悩んだ経験を活かしたアジア諸国等との交流深化にも寄与できるものと考えられる。

ビジョン5：市民・企業が積極的にまちづくりに参加し、ネットワーク時代の新たな自治のあり方を提示できる高度情報化都市を実現するために

(8) 地域で人材を育成する仕組みを構築する

市民・企業が積極的に本市のまちづくりに関わるためには、これまでの地理的なつながりだけではなく、新たな自治の創造に向けて、同一の価値観を持つ集まりを基本単位とした市民・企業の多角的な連携を推進し、市民・企業・行政が協働していくことで、多様なニーズに対応する安全で快適な市民自治コミュニティづくりを行うことが必要となる。そして、このようなコミュニティを支えるために、新たな地域ネットワークを効果的に活用し、利便性に優れ、市民満足度の高い情報サービスや、迅速な課題解決を行うことが望まれる。

企業の研究テーマなどを持ち回りで発表する仕組みをポータルサイトに備えることにより、それが市民の興味につながり、企業と市民の距離を近づけた魅力的な街づくりにつながると考えられる。

また、課題に即したコミュニティがあり、各々が自己責任の中で行動していく枠組みも求められる。

一方、地域内で様々なコミュニティを創出していくためには、リーダーやコーディネーターが不可欠であり、これらの人材を地域で育成できる仕組みが必要となる。

²⁰ コラボレーション：「共同」「協働」「協業」の意味。助け合い、協力し合って目的を遂行すること。

(9) 市民・企業が参加した協働の場を創出する

これら新たな自治単位の連携活動をさらに繁栄させ、継続していくためには、それぞれの役割分担の中での自律的な協働が必要となる。したがって、情報提供の場を創出し、その基本的なルールを決めておくことが必要になると考えられる。

(1 0) 電子町内会等身近なコミュニティに I C T を活用する

既存の自治組織である自治会・町内会の活動は、全国で衰退している状況にあるものの、地域の防災・防犯、ごみ処理、福祉活動、文化継承、学校連携、地域課題の解決、本市の広報支援等、今後も本市のまちづくりのパートナーとして重要な位置付けにある。自治会・町内会活動が衰退する原因として、役員のなり手不足や生活の多様化によるコミュニケーション不足が挙げられるが、特に後者の課題を解消するため、情報交換・情報共有の場として I C T を活用することが有効であると考えられる。

自治会・町内会が I C T を活発に活用することで、顔の見えるコミュニティ単位として（信頼感の確立しているコミュニティ単位として）地域の防災・防犯・教育・福祉・文化・生活といった幅広い分野に取り組むことができ、近隣他自治体・町内会への波及効果も見込まれることから、新たな自治の創造と合わせて、既存自治の活性化への取り組みが求められる。

なお、I C T はあくまでツール(道具)であることから、活性化を図る仕組みも合わせて検討が必要である。

(1 1) I C T を活用した互助コミュニティを確立する

I C T が普及してきたことにより、協働化社会が進展しつつある。また、これまでのように、地域が抱える課題を行政が主体となって解決することは、財政面あるいは多様なニーズへの対応面で、十分行えない可能性が高い。したがって、これからは行政だけではなく、地域の企業、N P O、市民などが、お互いの知恵やノウハウを活用しながら、みんなで地域を支えていくことが重要になる。

この時に、有効なツールが I C T である。I C T を活用することで、時間や場所に制約されることなく、同じ価値観を持つ市民や企業等がつながり、お互いの持つ知恵やノウハウを創発することが可能になると考えられる。例えば、環境に興味を持つ市民が集まるコミュニティが組成され、意見交換等する中から、環境保全のためのイベントを企画・実施し、市の環境政策に対して提言するなど、地域の環境改善に貢献することが期待される。

今後、このような I C T を活用して同じ価値観を持つ人が緩やかにつながる、互助コミュニティがいくつか立ち上がり、これらが主体となって、地域づくりの方向性を考えるような体制が期待される。

ビジョン6：限りのある人口、財源、土地等の条件を踏まえた持続可能なコミュニティ創造を実践する高度情報化都市を実現するために

(12) 多くの主体が広く参画した施策の展開方法を確立する

これまでの右肩上がりの経済成長は終焉し、市民の収入も横ばいの時代に変化しつつある。また、この変化に伴って、本市の財政も厳しい状況が続いている。

一方で、今後高齢化が急速に進行して、2015年には市民3人で高齢者1人を支える社会が到来すると予測されており、持続的発展可能な社会を構築していく必要がある。また、環境面においては、以前より自然環境とバランスの取れた環境負荷の小さい開発や、廃棄物をコミュニティ外に排出しないゼロエミッション²¹・コミュニティの確立、さらにはこれまでの生活様式を見直すスローライフ²²等の活動が期待されており、今後、ヒト・モノ・カネ・文化が持続可能なコミュニティを形成することも必要である。

このような社会を実現するためには、様々な施策を展開・運営・維持する仕組みが重要であり、川崎独自の方法を検討したい。

(13) 地域コストを削減する

市内においては、住民・NPO、企業、行政と立場が異なる機関であっても同じようなシステムを導入したり、同じ機能を利用するために資金を投入することが少なくない。ここでいう地域コストとは、ある機能を利用するために必要な市内全機関が必要とするコストのことであり、これらを削減するための方策が持続可能なコミュニティを創っていくために必要になると考えられる。

ここでは、直接的なコストの削減策だけではなく、地域が必要とする新たなビジネスを創出するための地域内資金調達（地域ファンド）、企業群が緩やかな連携の中でCSR的な観点からリーダーシップをとっていくといった長期的な展開についても示しておきたい。

²¹ ゼロエミッション：エミッションとは排出物（ゴミ、廃棄物）のことであり、これをゼロにする、つまり、ある系からゴミを出さないことということ。

²² スローライフ：日々忙しく、常に時間に追われるような生活（ファーストライフ）を送るのではなく、地元の自然や気候などを感じたり、おいしい食事をとったりするような心豊かな生活を送ること。

①. 共同アウトソーシング

共同アウトソーシング²³は、例えば県が電子申請の仕組みを構築し、県内の市町村がその仕組みを利用して（自前でシステムを構築しないで）電子申請の機能を整備するような場合に用いられている考え方である。

地域の情報化の進捗は、先に述べた各主体によってまちまちであるが、行政については「電子自治体」の枠組みの中で国全体として進められていることから、行政に係る共同アウトソーシングが先に進んでいると考えられる。

今後は、中小企業が市の仕組みを利用する、あるいは、NPOが市内の企業の持つシステムやサービスを利用する等、この仕組みは地域で網状に広がっていく可能性を秘めている。

したがって、市は自らのアウトソーシングだけではなく、各主体の自律的な連携を支援し、共同アウトソーシングを地域全体のコスト削減策と位置付けて施策を講じていくことが考えられる。

②. 地域ファンド

地域に貢献する活動を行う際、これまでは行政からの補助や自己資金などにより、活動資金を調達するのが一般的であるが、近年、環境分野の活動等においては、地域から資金を調達するような動きが始まっている。

例えば、風力発電を市民によって設置しようという「市民風車」の分野では、小口の出資を地域の市民に呼びかけ、広く地域から事業資金を集めている「市民ファンド」という手法を取り入れた事例がある。

市民ファンドは、市民ファンド運営団体が市民等に出資を募り、出資金を取りまとめて事業者に融資を行い、事業が立ち上がって収益が上がれば、それを出資者（市民）に還元するという仕組みである。出資金は小口出資であり、比較的风险が少ない事業に適していると言われている。

その他にも、地域の金融機関が、非営利で地域貢献のための事業に限って、無担保かつ低利率で小口融資している事例もある。

このように、地域内での新たなビジネス創出の活動を持続させるためには、行政や企業などからの一時的な支援に頼るのではなく、自主的に資金調達する仕組みづくりが必要になる。また、地域内から必要資金を調達することで、市民は活動に対する積極的な参加意識を持つことにつながる可能性がある。市としても、地域ファンドに関連する情報の提供や金融機関などに協力依頼する等、地域ファンドの土壌作りを推進していくことが考えられる。

²³ 共同アウトソーシング：複数の市町村が電子自治体の実現に向けて業務システムを共同調達し、共同利用することであり、コスト削減などのメリットがある。

③. 地域コンソーシアムの組成

本市は、IT関連企業の立地も多く、地域情報化を推進するための様々な知見、ノウハウを有していると考えられる。一方で、健全な経済活動を推進するためには、特定の企業と連携しすぎないことも必要と思われる（但し、地域内の特定企業と提携し、自治体としてのメリットを最大化するという戦略もあり得る）。

また、最近では市全体の情報化を司るCIO機能が注目され、CIO補佐官を民間企業から採用するような自治体も出てきているが、本市においては、市内の企業群が連携し、地域コンソーシアムとでも呼ぶべき形態を組成して、活動していくことが期待される。

本市では、平成17年4月より、自治基本条例を施行する運びとなっており、この地域コンソーシアムは、その中で示されている参加と協働を実現する活動としても着目される場所である。

この活動は、市内各企業のCSR的な活動として推進する方法もあるが、行政と各企業との信頼感の下、お互いにメリットがある地域コンソーシアムとしてどのように組成・運営でき得るのかを継続的に検討することが重要である。

④. 地域ポータルサイトの組成

「川崎ポータルサイト」は、情報が一元的に管理・提供されることから、情報の提供・入手コストを低減させる有効な仕組みになると考えられる。

6 用語集

[A]

ASP (Application Service Provider)

各種業務用ソフト等のアプリケーションソフトをインターネットのデータセンター等において運用し、インターネット経由でユーザー（企業等）が利用できるようにするサービス提供者を指します。

[B]

BPR (Business Process Reengineering)

業務プロセスを既存の組織や枠組みにとらわれず白紙から再設計し、業務のスピードを飛躍的に高める手法を指します。

[C]

CSR (Corporate Social Responsibility)

企業が法律遵守にとどまらず、企業自ら市民、地域及び社会を利するような形で、経済、環境、社会問題においてバランスの取れたアプローチを行うことを指します。

[I]

IC タグ (RFID: Radio Frequency Identification)

読み書きのできる極小の IC チップで、タグ（荷札）のように商品管理等に利用できます。原理的には IC カードと類似しています。

IPv6 (Internet Protocol Version 6)

現行のインターネットプロトコル(IP)である IPv4 の将来的なアドレス枯渇に対応するために改良された新たな IP です。

[L]

LGWAN (Local Government Wide Area Network (総合行政ネットワーク))

地方自治体間を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞が関 WAN とも接続する広域的でセキュリティの高い行政ネットワークを指します。

[あ行]

アクセシビリティ

すべての人がほぼ同じ労力や負担によって同じ質や量の情報を得ることが（情報にアクセス）できる状態を言います。

イノベーション

研究開発、生産方法の効率化、サービスの革新等、新たな製品やサービスを生み出す企業の活動を指します。

エージェント

利用者に代わって利用者のニーズに応じた情報収集、サービス利用などを行う機能を指します。

[か行]

共同アウトソーシング

複数の市町村が電子自治体の実現に向けて業務システムを共同調達し、共同利用することであり、コスト削減などのメリットがあります。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

コラボレーション

「共同」「協働」「協業」の意味。助け合い、協力し合って目的を遂行することを指します。

[さ行]

サステイナブル

「持続可能な」という意味であり、そのために経済的・社会的発展と環境保護の調和、現在と将来の世代間の利害調整を適切に行うことが求められています。

情報セキュリティポリシー

組織の情報資産を守るためにすべての職員が従うべきルール。情報セキュリティに対する目標と、その目標を達成するために職員がとるべき行動が記載されます。

スローライフ

日々忙しく、常に時間に追われるような生活（ファーストライフ）を送るのではなく、地元の自然や気候などを感じたり、おいしい食事をとったりするような心豊かな生活を送ることを指します。

ゼロエミッション

エミッションとは排出物（ゴミ、廃棄物）のことであり、これをゼロにする、つまり、ある系からゴミを出さないことということです。

[た行]

デジタルアーカイブ

有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管することを指します。

[な行]

ナレッジマネジメント

業務の流れの中で関連する知識を書式的に蓄積・共有・活用し、知識を経営資源の一つとして管理することで、知的生産性を高める仕組みを指します。

[は行]

ポータルサイト

ある情報を網羅的に検索し、情報の参照先を備えたホームページのことで、ポータルとは「入り口」という意味であり、あらゆる情報の入り口となるサイトを指します。

[ま行]

無線のデジタル化

「e-Japan 重点計画- 2004」においても、おおむね 2016 年度を目途に消防・救急無線のデジタル化を図るとともに、市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化を進めることが目標として示されています。

[や行]

ユーザーインターフェース

利用者が情報通信機器を操作する際に、利用者の各感覚と接する部分や機能を指します。

情報システム画面のインターフェースには大きく分けて、文字ベースの CUI とグラフィックベースの GUI があります。

ユビキタス

「いたるところに在る。遍在する。」という意味で、総務省では「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会をユビキタスネットワーク社会と呼んでいます。

[ら行]

レガシーシステム

メインフレーム（汎用機）上で COBOL 言語によって運用される情報システムを指します。

第 2 次川崎市情報化基本計画

平成 18 年（2006 年）3 月

◆発行／編集

川崎市

【問い合わせ先】

川崎市総務局情報管理部システム企画課

TEL 044-200-2109

FAX 044-200-3752

E-mail 16syski@city.kawasaki.jp

H P <http://www.city.kawasaki.jp>